
愛知県 新城市
第2期 障害福祉計画
(平成21～23年度)

平成21年3月

目 次

第1章 計画策定の趣旨

- 第1節 策定の目的 1
- 第2節 計画の基本的な考え方 3

第2章 本市の現況

- 第1節 本市の現況 9
- 第2節 障がいのある人の概況 11

第3章 計画の進捗状況

- 第1節 サービスの利用状況 15
- 第2節 旧体系から新体系への移行状況 26

第4章 種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策

- 第1節 提供するサービスについて 29
- 第2節 指定障害福祉サービス・指定相談支援 33
- 第3節 地域生活支援事業 40

第5章 計画の点検及び評価

- 1 点検及び評価の基本的な考え方 47
- 2 点検及び評価体制 47
- 3 点検及び評価結果の周知 47

資 料 編

- 資料1 計画策定の経過 49
- 資料2 策定委員会について 50
- 資料3 ヒアリング調査結果 53
- 資料4 用語説明 58

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

第1節 策定の目的

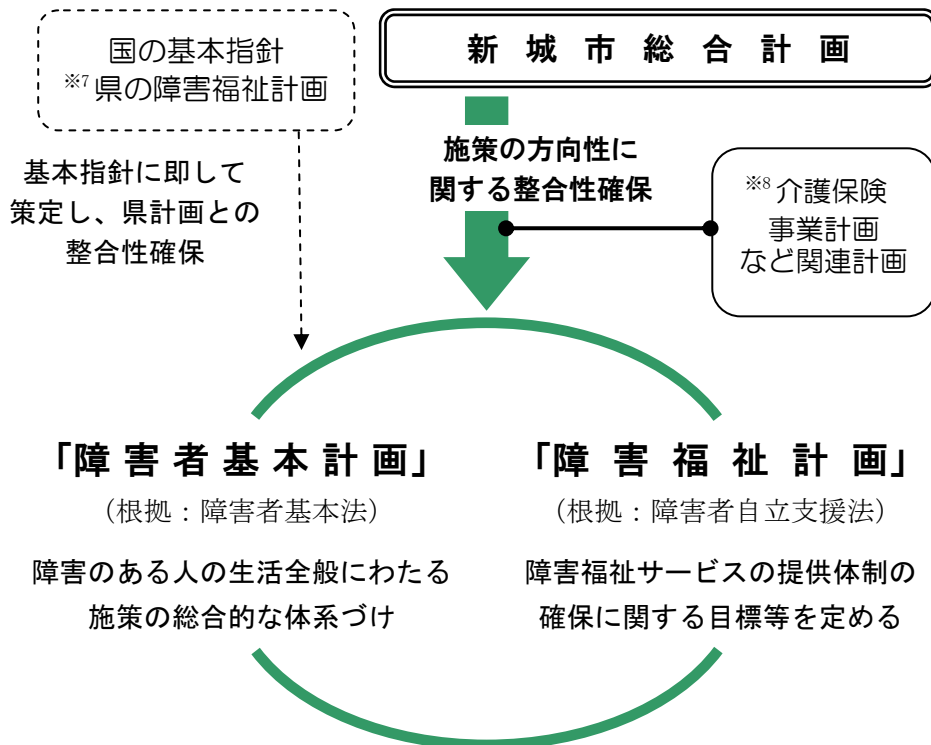
1. 計画位置づけ

「新城市 第2期障害福祉計画」（以降、本計画とします。）は、^{※1}障害者自立支援法第88条に基づく「^{※2}市町村障害福祉計画」として、サービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

^{※3}障害者基本計画と障害福祉計画の関係については、^{※4}障害者基本法に基づく障害者基本計画は、障害福祉施策全般の基本的な指針を定めるのに対し、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は、障害者基本計画のなかの生活支援施策についての実施計画的なものとして、数値目標を掲げて策定することとなります。

また、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を確保する必要があるとともに、新城市（以降、本市とします。）の上位計画である「新城市^{※5}総合計画」や「新城市^{※6}高齢者保健福祉計画」などの関連計画との整合性にも配慮しています。

図表 1 計画の位置づけ



※1 障害者自立支援法：P. 58 参照

※2 市町村障害福祉計画：P. 58 参照

※3 障害者基本計画：P. 58 参照

※4 障害者基本法：P. 58 参照

※5 総合計画：P. 59 参照

※6 高齢者保健福祉計画：P. 58 参照

※7 県の障害福祉計画：P. 58 参照

※8 介護保険事業計画：P. 58 参照

2. 計画の対象

本計画の対象は、障害者自立支援法第4条に定義される障がい者及び障がい児となります。障がい者・障がい児の定義については以下のとおりとなります。

[障がい者]

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち、18歳以上である者。
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。）のうち、18歳以上である者。

[障がい児]

- 児童福祉法第4条に規定する障がい児及び精神障がい者のうち、18歳未満である者。

3. 計画期間

第2期計画（平成21年度～平成23年度）では、第1期計画で設定した平成23年度の目標に至る見直しとして位置づけ、直近の現状を踏まえた適切な補正を行います。

図表 2 計画の期間

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
新城市 障害者基本計画 (概ね10年間)								
新城市 第1期 障害福祉計画 (平成18～20年度)			第2期 障害福祉計画 (平成21～23年度)			第3期 障害福祉計画		

① : 障害者基本法に基づく障害者基本計画

平成20年度～（概ね10年間）

② : 障害者自立支援法に基づく障害福祉計画（第2期）

平成21年度～平成23年度（3年間）

※ 計画における数値目標は、第1期障害福祉計画で掲げた平成23年度の目標について、補正を行うとともに、計画期間の各年の数値を設定します。

第2節 計画の基本的な考え方

本計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階として位置づけられ、障がいのある人の地域生活への移行に必要なサービス基盤整備が行われるよう、障害福祉圏域単位を標準として具体的な基盤整備を促進します。

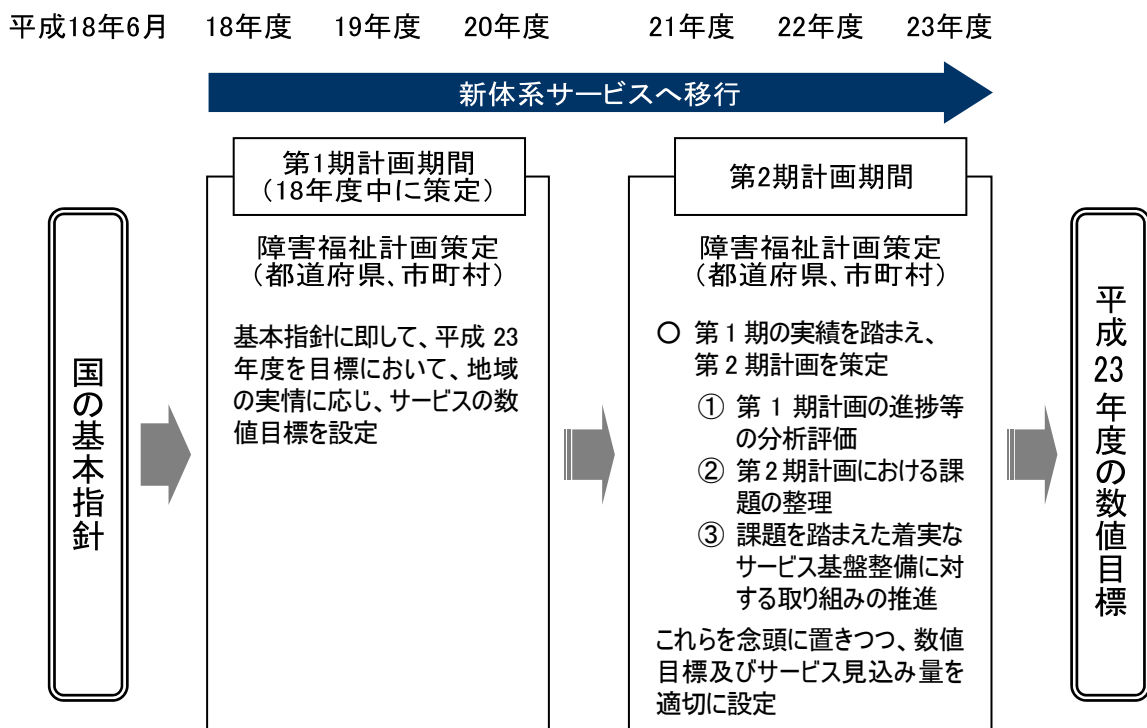
また、本市の障がいのある人が、生涯を通じて安心して自立した生活を送ることができ、障がいのない人もそれを受け入れ、市民が互いに支えていく“あたたかさが感じ取れるまちづくり”をめざすために、地域生活への移行、一般就労への移行支援、相談支援体制の充実を図るための計画です。

基本的な考え方は次のとおりです。

1. 数値目標・見込み量等の必要な見直し

- 数値目標（福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等）に対する考え方は、第1期と変わりません。第1期の計画での目標をもとに第2期計画を策定します。
- サービスの見込み量については、目標値（平成23年度）を適切に補正して計画に反映します。その際、第1期計画の実績や障がい者のニーズや動向等を踏まえ適切に見込む必要があります。

図表3 数値目標・見込み量等の必要な見直し



2. 平成23年度の目標

障害福祉計画では、現在の福祉施設が新しいサービス事業体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として次のような内容を掲げることを求めています。

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 福祉施設から一般就労への移行
- 入院中の精神障がい者の地域生活への移行 等

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本市では、今後※ノーマライゼーションの理念に基づき、それぞれの利用者の状況を十分に踏まえて、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、地域生活への移行を進めていきます。また、地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るため、市は国県の補助制度を有効に活用し、各事業所の整備計画の推進に努めるとともに、自立訓練事業等の推進により施設入所から地域生活への移行を進めます。

《 地域移行の考え方（国） 》

- 平成17年10月1日における入所施設の入所者の10%以上を地域生活に移行することをめざします。
- 平成23年度末の施設入所者数を7%以上削減します。

《 本市における地域移行の目標（平成23年度末） 》

項目	数値	備考
現入所者数(A)	51人	平成17年10月1日現在の入所者数
目標年度入所者数(B)	46人	平成23年度時点の施設入所者
【目標値】 地域移行数	6人 (11.8%)	施設入所から地域へ移行した人数
【目標値】 削減見込(A-B)	5人 (9.8%)	施設入所者の減少見込み数

※ ノーマライゼーション：

高齢者や障がいのある人など、ハンディキャップをもっている、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。等生化社会ともいいます。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人の一般就労への移行にあたっては、本人の就業意欲や職場の受け入れ体制など、様々な課題がありますが、相談支援等によって、障がいのある人とその家族が抱える一般就労への不安解消に努めるとともに、企業等へ働きかけ、一般就労・雇用支援策の理解促進に努めます。

また、障害者雇用促進企業等からの物品調達に関する優遇制度の導入について検討するほか、就労移行支援事業等によるサービス提供の充実を図り、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

平成 23 年度にむけた目標の設定にあたっては、平成 18 年度に 4 人、平成 19 年度は 3 人が一般就労へ移行し、第 1 期に計画期間においては、計 7 人が一般就労へ移行している現状を踏まえ、本計画期間における目標値を第 1 期計画時の 5 人から 8 人に拡大し、引き続き様々な手段から一般就労へ移行できるよう、ハローワーク、県及び関係機関、社会福祉事業所との連携の強化を図り、一般就労への移行を支援します。

《 福祉施設から一般就労への移行の考え方（国） 》

- 平成 17 年度における一般就労移行実績の 4 倍以上が、福祉施設から一般就労へ移行します。
- 平成 23 年度までに現在の福祉施設利用者のうち、2 割以上の方が、就労移行支援事業を利用し、一般就労にむけて取り組みます。
- 様々な就労支援を利用しながら、一般就労に取り組めるよう、支援します。

《 本市における一般就労移行の目標（平成 23 年度末） 》

項 目	数 値	備 考
現在の 一般就労移行者数	2 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	8 人 (第 1 期目標 : 5 人)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数

(3) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

地域での受け入れ条件を整えば、病院から退院可能な精神障がい者の地域生活への移行を推進する観点から、平成 23 年度末の本市における退院可能な精神障がい者の入院数の減少目標を設定します。なお、目標値については、国の基本指針で、平成 24 年度までに退院可能な精神障がい者の入院解消をめざすことが基本とされています。

県が把握している本市の退院可能な精神障がい者は 9 人となっておりますが、本市では、平成 23 年度末までの目標減少数を 8 人と設定し、*精神障害者地域移行支援特別対策事業等を通じて県と連携を図りながら受け入れ体制を整えることで、平成 24 年度までに退院可能な精神障がい者の入院解消をめざします。

《 地域移行の考え方（国） 》

○ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行をめざします。

《 本市における入院中の精神障がい者の地域生活への移行の目標（平成 23 年度末） 》

項目	数値	備考
現入院者数	9 人	県調査による平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 地域移行数	8 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数

* 精神障害者地域移行支援特別対策事業：

これまでの精神障害者退院促進支援事業を見直し、より医療と福祉及び地域の連携を図ることを目的に、平成 20 年度から開始されることとなります。

当該事業では、「地域移行推進員(自立支援員)」に加え「地域体制整備コーディネーター」を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院・関連施設の事業利用対象者が地域生活にむけて地域の福祉サービス事業者等を円滑に利用できるように、関係者の連携を図り、相互に協力しながら進めることとしています。

3. 圏域単位で基盤を整備

- 基盤整備（サービス提供事業所等の整備）については、愛知県と市町村が協働して進めていくことが必要です。
- そこで、障害福祉圏域単位（本市は東三河北部圏域）で、入所（入院）・通所・居宅など、平成 23 年度において必要となるサービス基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定し、必要となる事業所にかかる整備計画を策定することなどの規定を盛り込むこととしています。
- 今後は、圏域ごとに掲げたサービス見込量を確保するため、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証や今後の方策などの検討を行う圏域会議を新たに設置し、県と市町村が協働してサービスの基盤整備を進めていきます。

図表 4 圏域の概況及び地域課題



4. 地域自立支援協議会を活かした支援体制の構築

障がいのある人たちが地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行うことができるよう、相談支援をはじめ地域課題を共有し、解決への検討を図る地域自立支援協議会を中心としたネットワークを構築し、支援体制の充実に努めます。

(1) 地域自立支援協議会による支援体制の整備

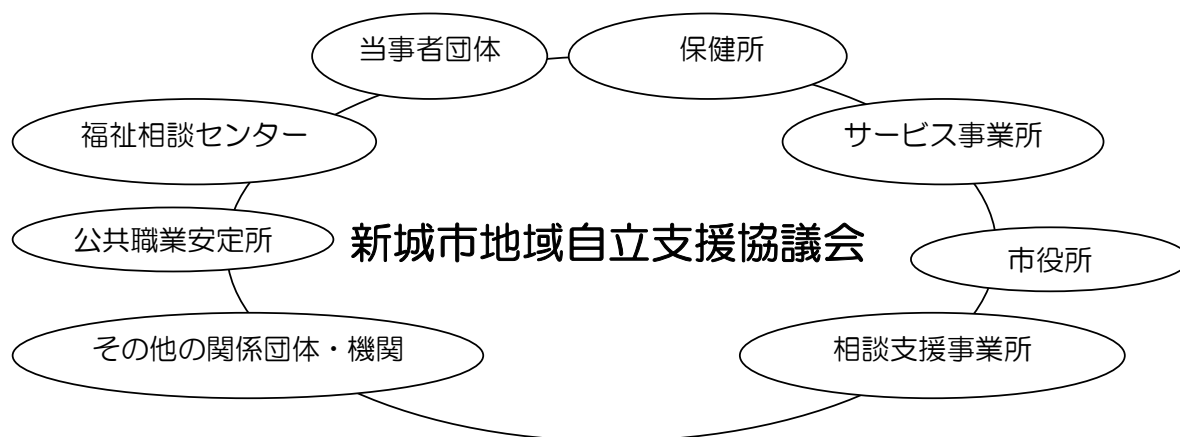
障がいのある人が地域で生活をしていけるよう、地域自立支援協議会を個別支援会議や地域課題の共有・解決を担う検討の場として明確に位置づけ、より効果的に運営します。

(2) 障がいのある人たちの権利擁護

相談支援事業所が行う個別支援会議や、地域自立支援協議会を活用して、ケースを検討するとともに、地域の関係機関とのネットワーク体制を構築し、連携しながら、障がいのある人たちの権利擁護の推進に努めます。

また、虐待については通報義務があることを市民に周知し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

図表 5 地域自立支援協議会による地域課題の共有・解決体制



(主な役割)

- 暮らしにくさの改善
 - ・相談支援で記録された「地域の課題」の検討
 - ・個別ケースの検討
- 尊厳のある安心した暮らしの支援＝権利擁護
 - ・成年後見制度、日常生活自立支援事業等の周知と活用
 - ・ネットワークの構築による、虐待等の早期発見・早期対応

第2章 本市の現況

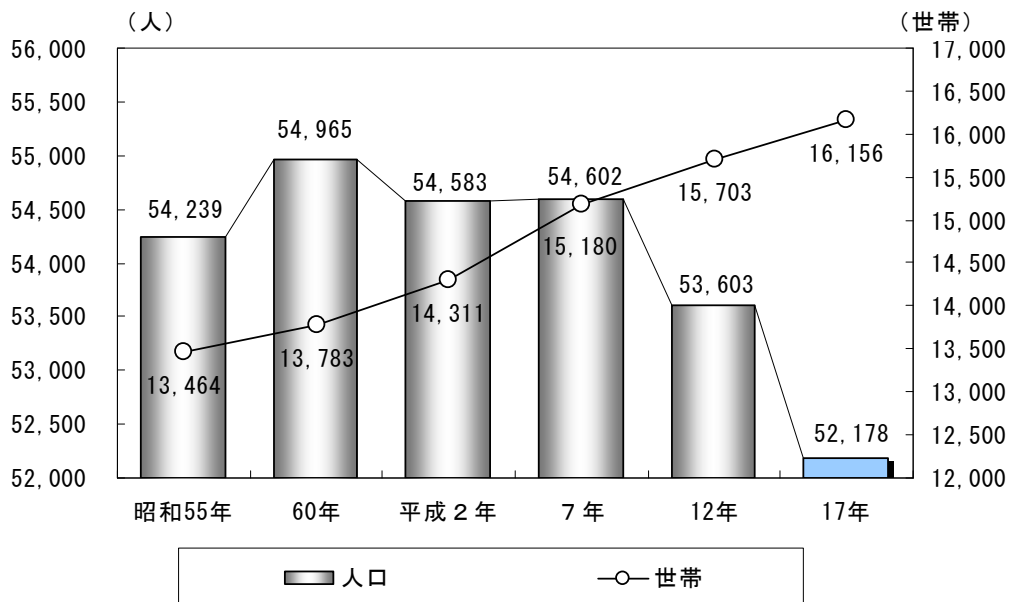
第2章 本市の現況

第1節 本市の現況

1. 人口と世帯の推移

昭和60年をピークに人口は減少傾向にあり、平成17年では52,178人となっています。一方、世帯数は一貫して増加し、平成17年は16,156世帯にのぼり、1世帯あたり人員は3.2人と昭和60年当時（4.0人）を大きく下回り、世帯の小規模化がうかがわれます。

図表6 本市の人口と世帯の推移



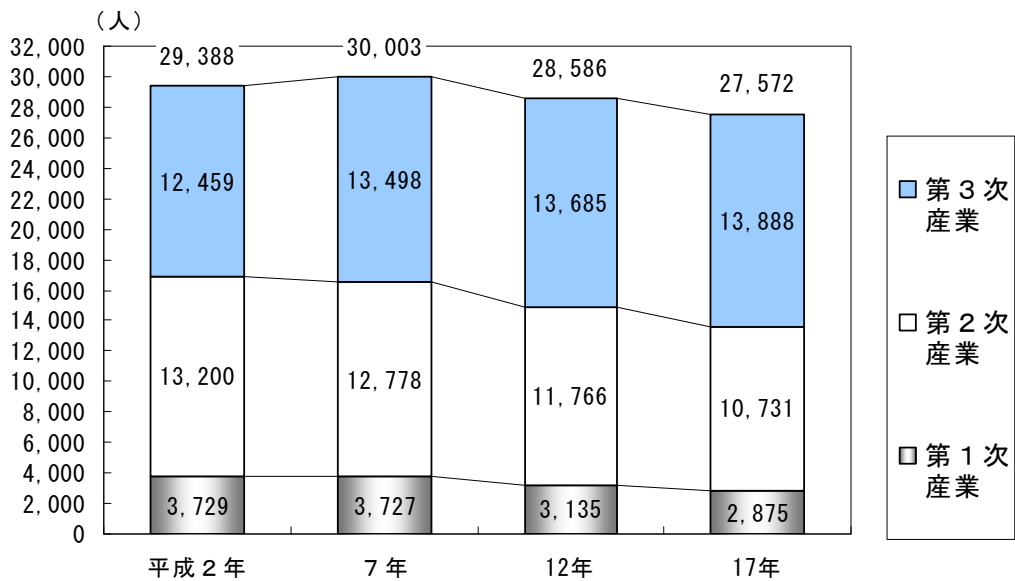
資料：各年国勢調査（平成12年までは旧3市町村合計）

2. 産業構造

人口の減少に伴い、就業者数も減少し、産業別では第1次、第2次産業は減少、第3次産業の就業者が増加しています。

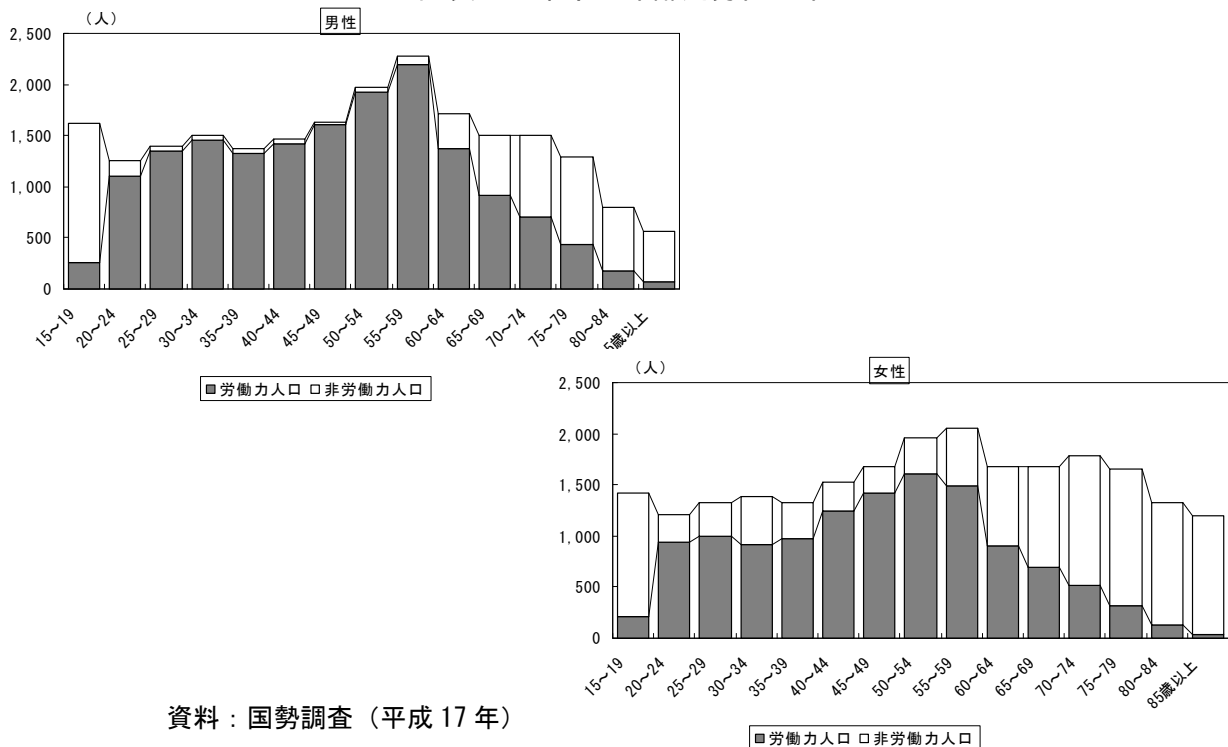
また、男女別・年齢別に労働力率をみると、女性においても40～50代前半で80%、50代後半で70%を超える人が就労し、60代でも40～50%が就労しています。

図表7 本市の産業分類別就業者の推移



資料：各年国勢調査（平成12年までは旧3市町村合計）

図表8 本市の年齢別労働力率



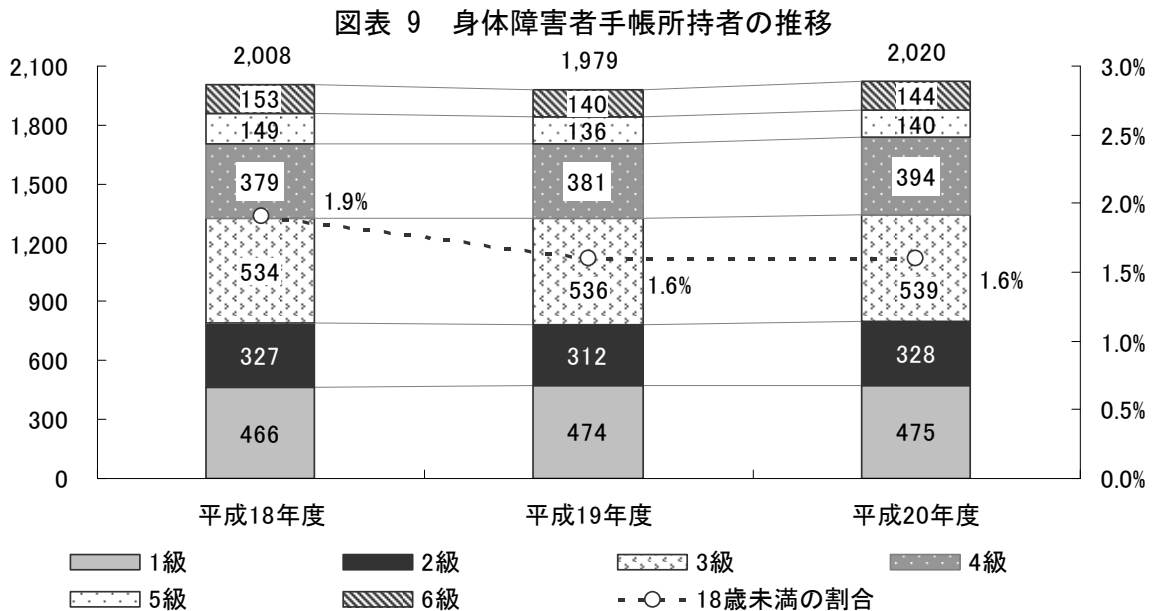
資料：国勢調査（平成17年）

第2節 障がいのある人の概況

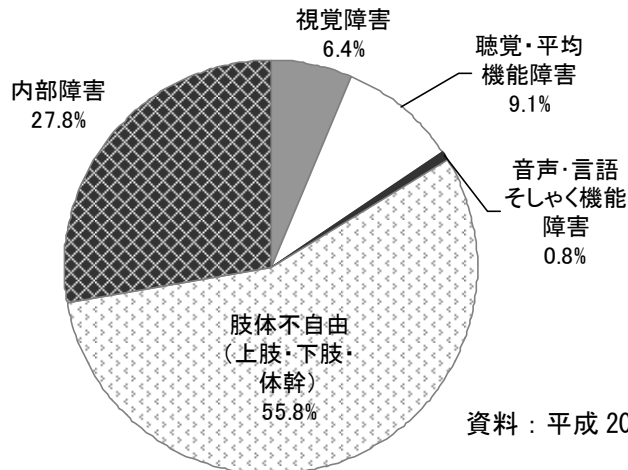
1. 身体障がい者（児）

平成18年度以降、*身体障害者手帳所持者数は2千人前後で推移しており、平成20年度では2,020人となっています。

手帳の等級分布をみると、3級、4級の中度障がい者が約46%と最も多く、1級、2級の重度障がい者が40%近くを占めています。年齢別では、18歳未満は全体の1.6%となっています。障がい別では、肢体不自由（上肢・下肢・体幹）が55.8%と最も多く、内部障がいが27.8%で続いています。このほか、聴覚・平衡機能障がい者が9.1%、視覚障がい者が6.4%、音声・言語そしゃく機能障がい者が0.8%となっています。



図表10 障がい別身体障害者手帳所持者数



資料：平成20年4月1日 福祉課

* 身体障害者手帳：

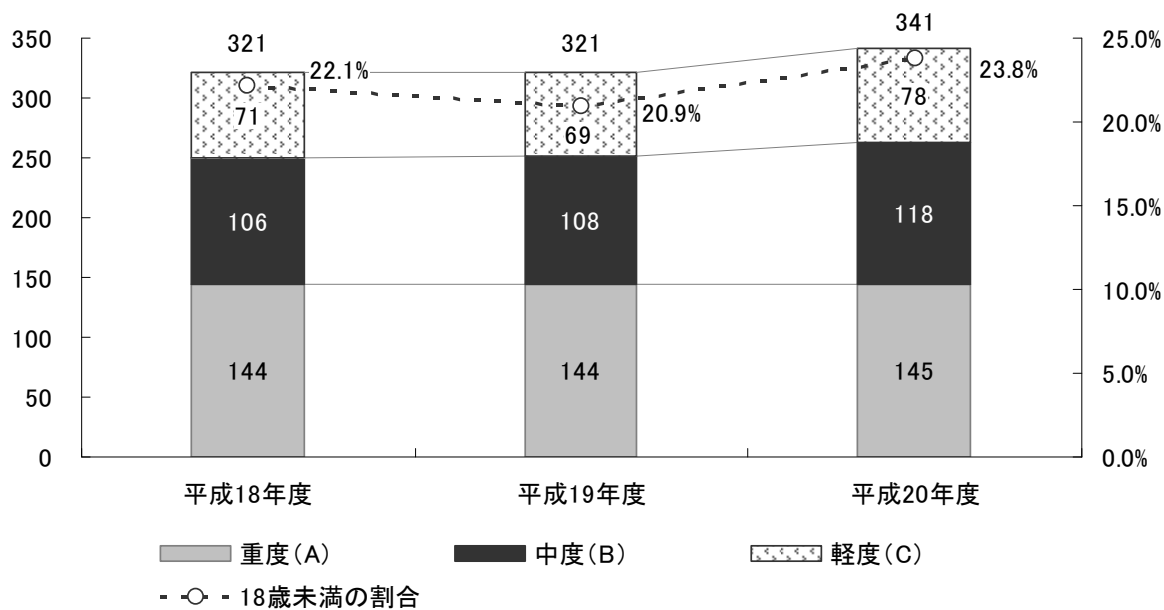
身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって1級から6級までに区分されます。

2. 知的障がい者（児）

*療育手帳所持者数は増加しており、平成20年度では341人にのぼり、18歳未満の割合は23.8%を占めています。

平成20年度の手帳の判定分布をみると、重度（A）の割合が42.5%と最も多く、中度（B）が34.6%、軽度（C）が22.9%の割合となっています。

図表 11 療育手帳所持者数の推移



資料：各年4月1日 福祉課

* 療育手帳

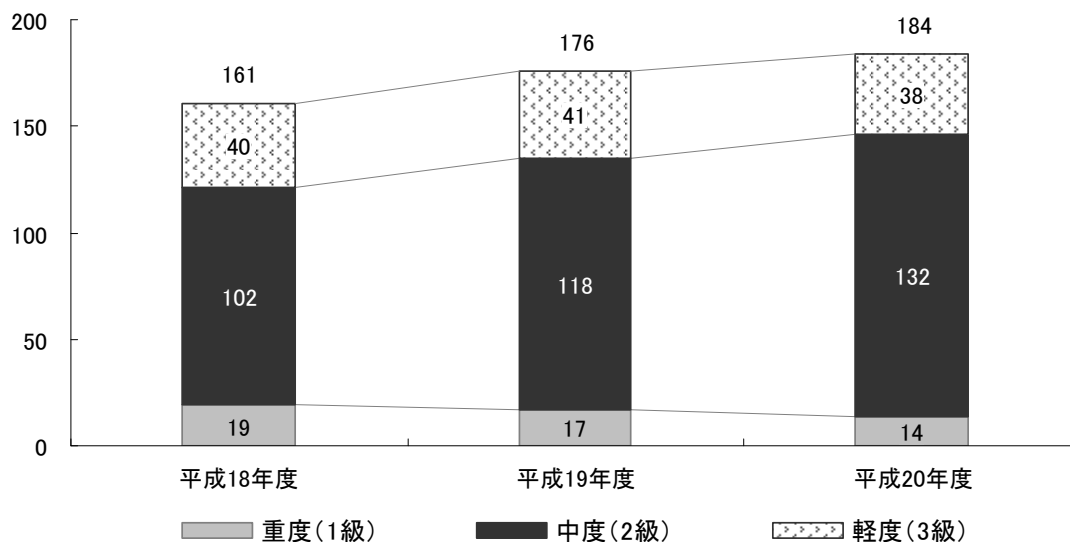
愛知県療育手帳実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障害の程度によってA、B、Cに区分されます。

3. 精神障がい者

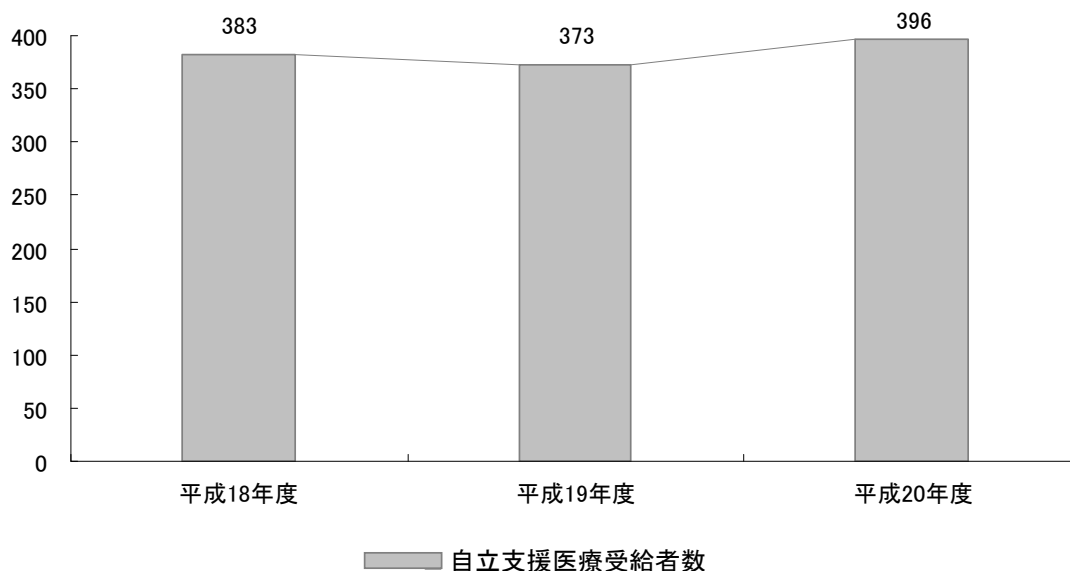
※精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、平成20年度では184人にのぼります。等級別では2級が最も多くなっています。

また、※自立支援医療受給者数も増加しており、平成20年度では396人にのぼります。

図表 12 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



図表 13 自立支援医療受給者数の推移



資料：各年4月1日 福祉課

※ 精神障害者保健福祉手帳：

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分されます。

※ 自立支援医療：

障がい者の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療のことで、障害者自立支援法に基づき、従来の公費負担医療制度（育成医療、更生医療、精神障害者通院公費負担）が自立支援医療に一本化されています。

第3章 計画の進捗状況

第3章 計画の進捗状況

第1節 サービスの利用状況

平成18年度・平成19年度及び20年度（上半期）の利用状況をもとに、第1期の計画進捗状況を把握します。

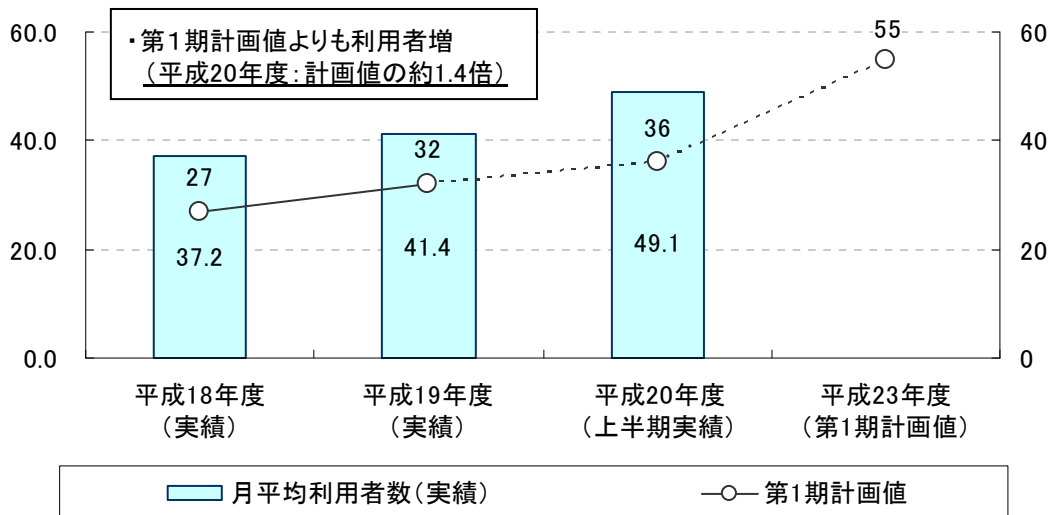
1. 訪問系サービス

- 利用者数は増加しており、計画値よりも高くなっています。
- 利用時間に関しては、概ね計画値に近い利用がありました。

(1) 利用者数（月あたりの平均利用実績）

年々利用者数は増加傾向にあり、各年度ともに、計画値を利用者数（実績）が上回る結果となっています。

図表 14 利用者数の推移（年度別月平均利用）



(単位：人分)

項目	年度			計画値との比較	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上半期実績値)	平成20年度計画値	比較
居宅介護	36.2	40.4	48.3	36	136.4%
重度訪問介護	0.0	0.0	0.0		
行動援護	1.0	1.0	0.8		
重度障害者等包括支援	0.0	0.0	0.0		
計	37.2	41.4	49.1		

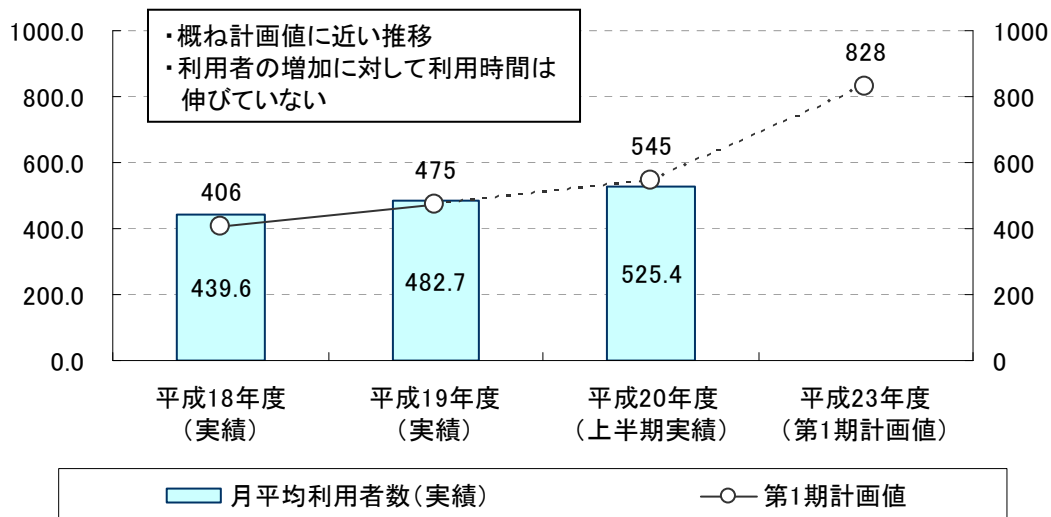
資料：福祉課

(2) 利用時間数（月あたりの平均利用実績）

利用実績は、増加傾向にあり、概ね計画値に近い利用量で推移しています。

一方で、実際の利用者数は、計画値を上回っているため、利用者ひとり一人の需要と供給のバランスに隔たりがある場合や必要なサービス量と提供できる基盤が不足していることが考えられます。

図表 15 利用時間数の推移（年度別月平均利用）



(単位：時間分)

項目	年度			計画値との比較	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上半期実績値)	平成20年度計画値	比較
居宅介護	437.0	476.7	523.3	545	96.4%
重度訪問介護	0.0	0.0	0.0		
行動援護	2.6	6.0	2.1		
重度障害者等包括支援	0.0	0.0	0.0		
計	439.6	482.7	525.4		

資料：福祉課

2. 日中活動系・旧法通所施設サービス

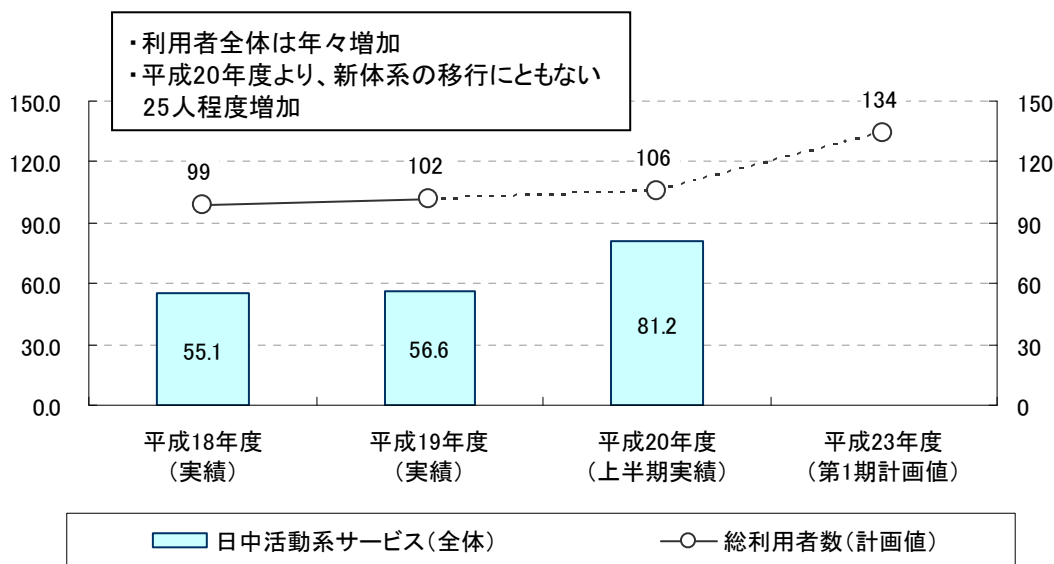
- 旧入所施設の新体系移行が進んでいないこと等から、利用者数は増加しているものの、計画値を下回っています。
- 新体系への移行にむけては、利用者がサービスを選択できるよう、必要なサービス量の確保とともに、利用への支援体制の充実が求められます。

(1) 利用者数（月あたりの平均利用実績）

利用者は増加しているものの、計画値を下回る推移となっています。これは計画値において、施設入所者が日中活動の場として利用することを見込んでいるため、旧入所施設の新体系への移行が進んでいないことも利用者数に大きく影響しているとみられます。

本市での新体系への移行（生活介護、就労移行支援）によるサービスは、平成19年度より始まり、利用は計画値を下回っていますが、平成20年度においてサービス提供が行われている、生活介護及び就労移行支援については、いずれも計画値を上回っており、現状のニーズを踏まえた見直しが必要となっています。

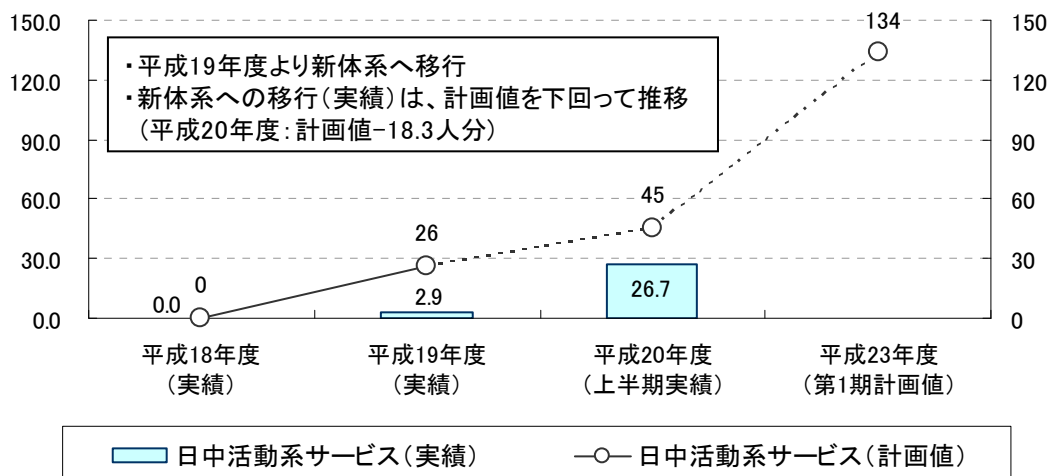
図表 16 サービス全体の利用者数の推移



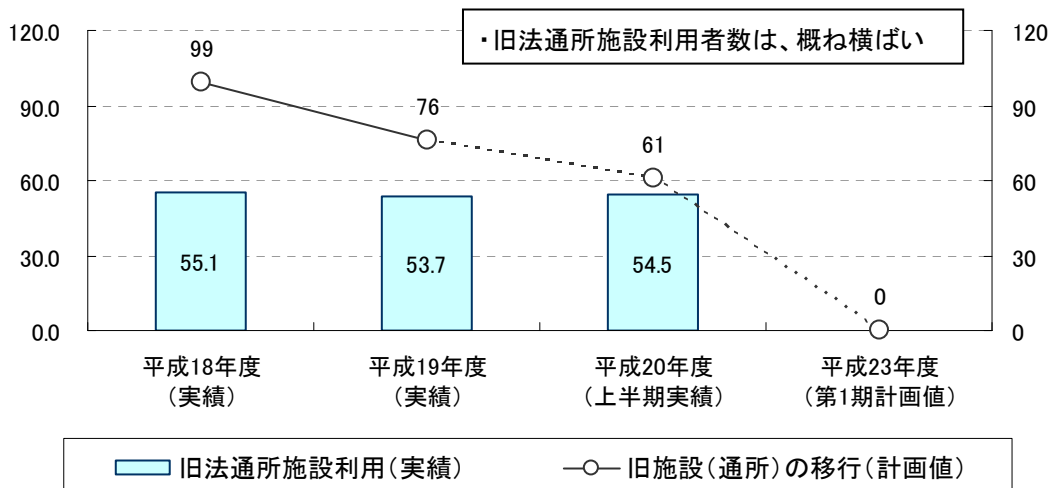
※ サービス全体とは、新体系の日中活動系の各サービス（生活介護、療養介護、自立訓練（機能・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型））及び旧法通所施設利用者の合計です。

図表 17 サービスごとの利用者数の推移

＜ 日中活動系サービス（新体系）＞



＜ 旧法通所施設サービス（旧体系）＞



(単位：人分)

項目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上半期実績値)	計画値との比較	
					平成20年度計画値	比較
日中活動系サービス利用者数		0.0	2.9	26.7	45	59.3%
生活介護		0.0	2.4	15.8	15	105.3%
療養介護		0.0	0.0	0.0	1	0.0%
自立訓練(機能訓練)		0.0	0.0	0.0	0	—
自立訓練(生活訓練)		0.0	0.0	0.0	1	0.0%
就労移行支援		0.0	0.5	10.9	6	181.7%
就労継続支援(A型)		0.0	0.0	0.0	0	—
就労継続支援(B型)		0.0	0.0	0.0	22	0.0%
旧法サービス利用者数		55.1	53.7	54.5	61	89.3%
総利用者数(計)		55.1	56.6	81.2	—	—

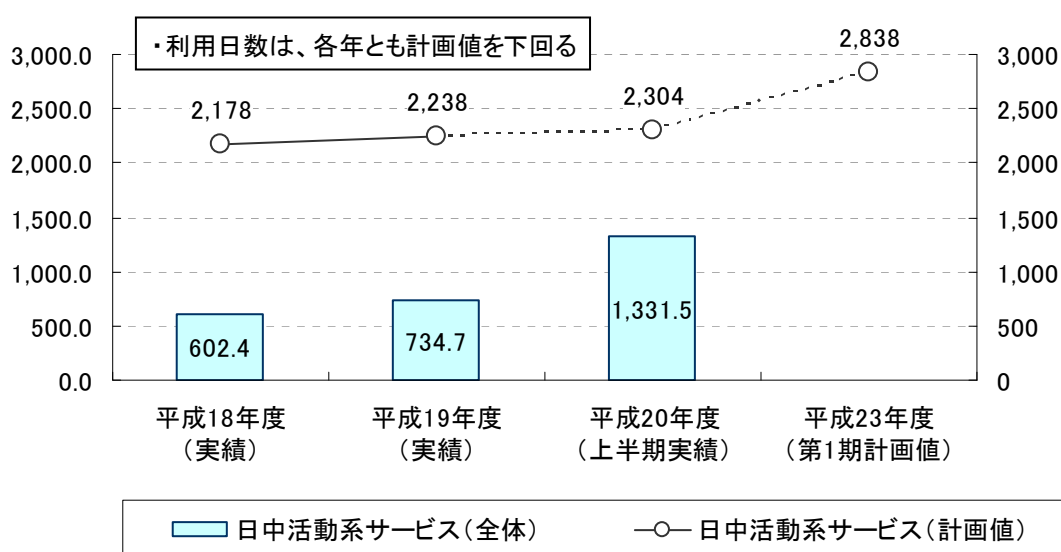
資料：福祉課

(2) 利用日数（月あたりの平均利用実績）

利用者数と同様に、計画期間における各年度ともに、計画値に対して利用日数は下回る推移がみられます。この要因は利用者数と同様に、旧入所施設の新体系への移行が進んでいないことなどが影響しているものと考えられます。

今後は、旧通所・入所施設における新体系への移行を促進し、本市に暮らす障がいのある人の日中の居場所となるよう、必要な提供量を確保することが重要となってきます。また、利用者の状況に応じて、新体系のサービスを選択して利用できるよう、相談支援等を含めたスムーズな移行支援が求められます。

図表 18 サービス全体の利用日数の推移

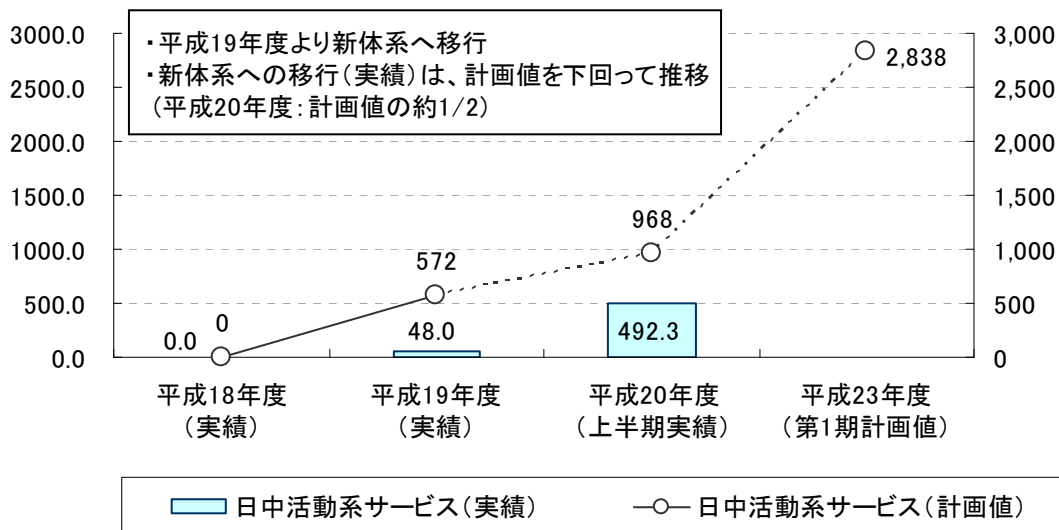


資料：福祉課

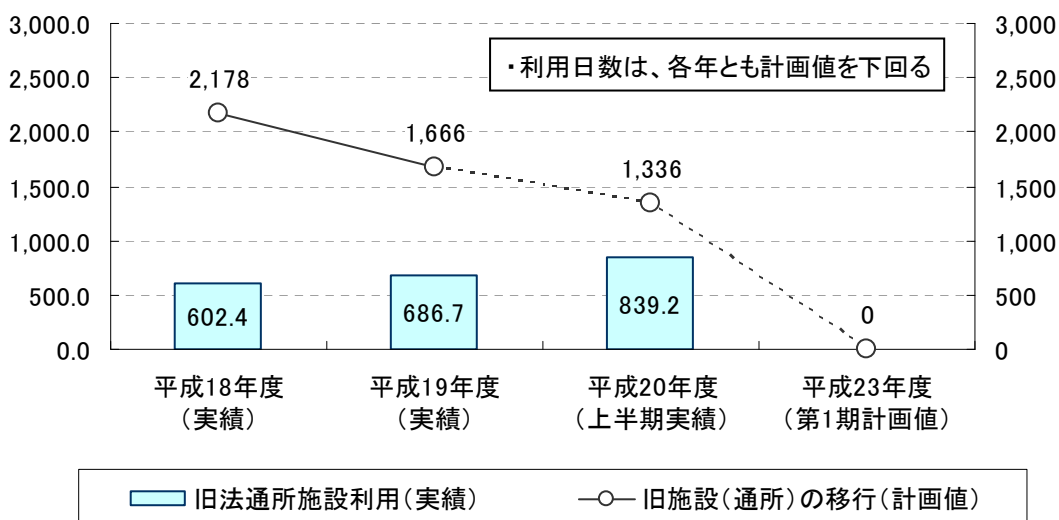
※ サービス全体とは、新体系の日中活動系の各サービス（生活介護、療養介護、自立訓練（機能・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型））及び旧法通所施設利用者の合計です。

図表 19 サービスごとの利用日数の推移

＜ 日中活動系サービス（新体系）＞



＜ 旧法通所施設サービス（旧体系）＞



(単位：人日分)

項目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上半期実績値)	計画値との比較	
					平成20年度計画値	比較
日中活動系サービス利用日数		0.0	48.0	492.3	968	50.9%
生活介護		0.0	41.5	293.4	330	88.9%
療養介護		0.0	0.0	0.0	—	—
自立訓練(機能訓練)		0.0	0.0	0.0	0	—
自立訓練(生活訓練)		0.0	0.0	0.0	22	0.0%
就労移行支援		0.0	6.5	198.9	132	150.7%
就労継続支援(A型)		0.0	0.0	0.0	0	—
就労継続支援(B型)		0.0	0.0	0.0	484	0.0%
旧法サービス利用日数		602.4	686.7	839.2	1,336	62.8%
総利用者数(計)		602.4	734.7	1,331.5	—	—

資料：福祉課

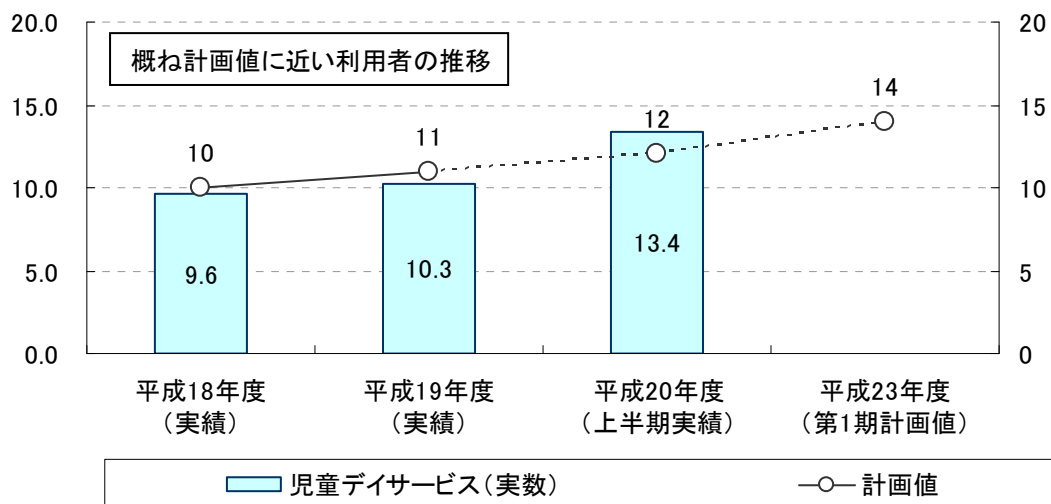
3. 児童デイサービス・短期入所

- 概ね計画値に近い利用者がいます。
- 利用日数は、計画値を上回っていることから、利用者の実情や利用者の今後の需要を確認し、適正な見込み量を検討する必要が考えられます。

(1) 利用者数（月あたりの平均利用実績）

利用者数は、年々増加傾向にあり、現在は各サービスともに、概ね計画値に近い値で推移しています。

図表 20 児童デイサービスの利用者数の推移

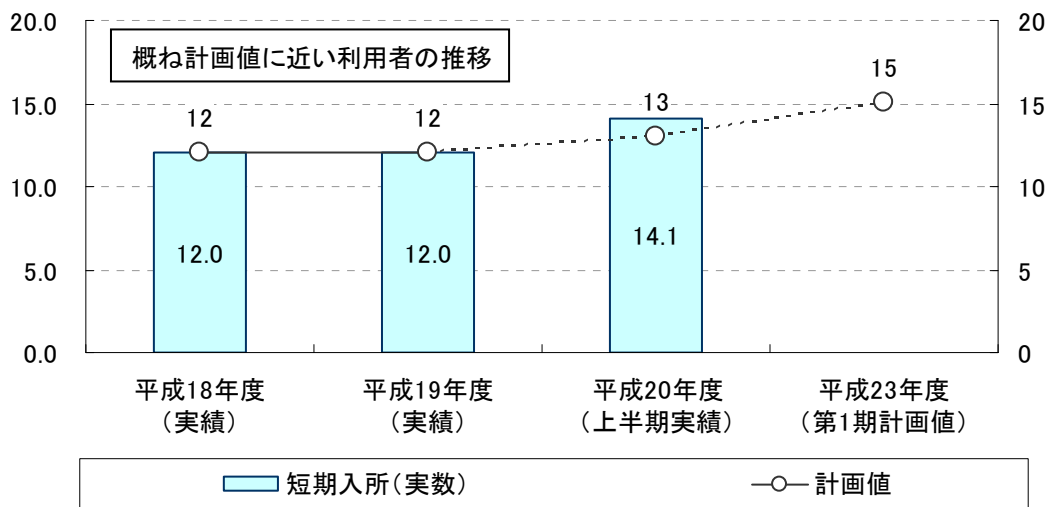


(単位：人分)

項目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上半期実績値)	計画値との比較	
					平成20年度計画値	比較
児童デイサービス		9.6	10.3	13.4	12	111.7%

資料：福祉課

図表 21 短期入所の利用者数の推移



(単位：人分)

項目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上半期実績)	計画値との比較	
					平成20年度計画値	比較
短期入所		12.0	12.0	14.1	13	108.5%

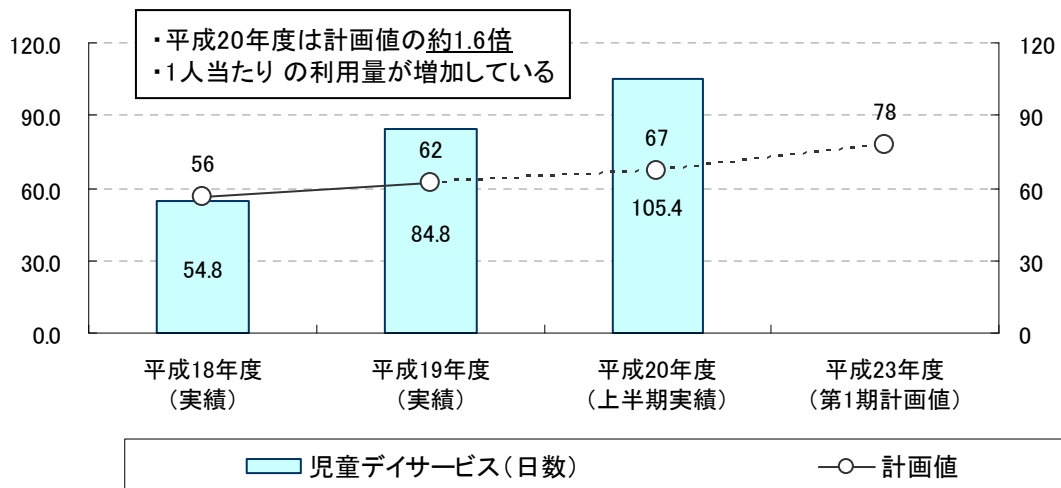
資料：福祉課

(2) 利用日数(月あたりの平均利用実績)

実際の利用量が見込み量を上回っています。

特に児童デイサービスでは、平成19年度以降、短期入所では、平成各年度ともに計画値を上回っており、利用者ひとり一人の需要が高まっていることが考えられます。

図表 22 児童デイサービスの利用日数の推移



資料：福祉課

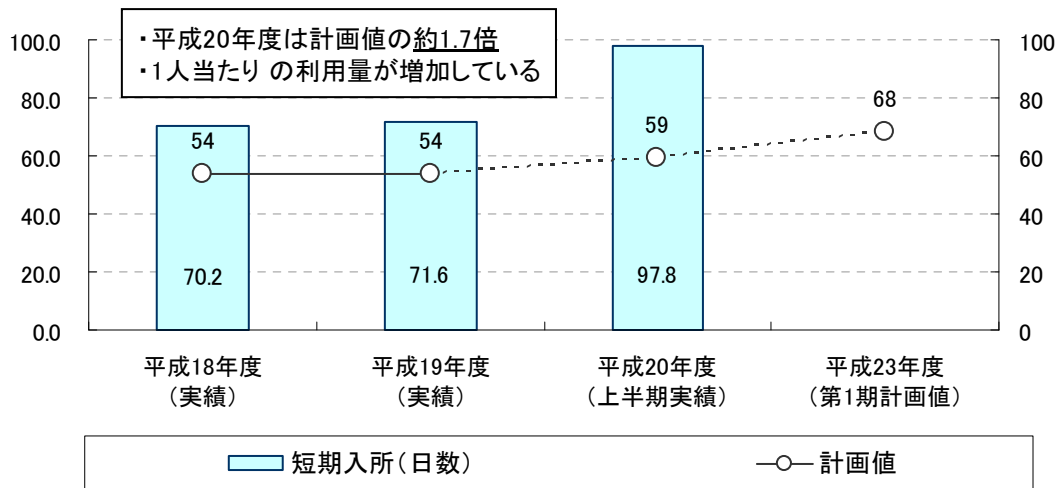
図表 23 児童デイサービスの利用日数の推移

(単位：人日分)

項目	年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 (上半期実績値)	計画値との比較	
					平成20年度 計画値	比較
児童デイサービス		54.8	84.8	105.4	67	157.3%

資料：福祉課

図表 24 短期入所の利用日数の推移



(単位：人日分)

項目	年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 (上半期実績値)	計画値との比較	
					平成20年度 計画値	比較
短期入所		70.2	71.6	97.8	59	165.8%

資料：福祉課

4. 居住系サービス・旧法入所施設サービス

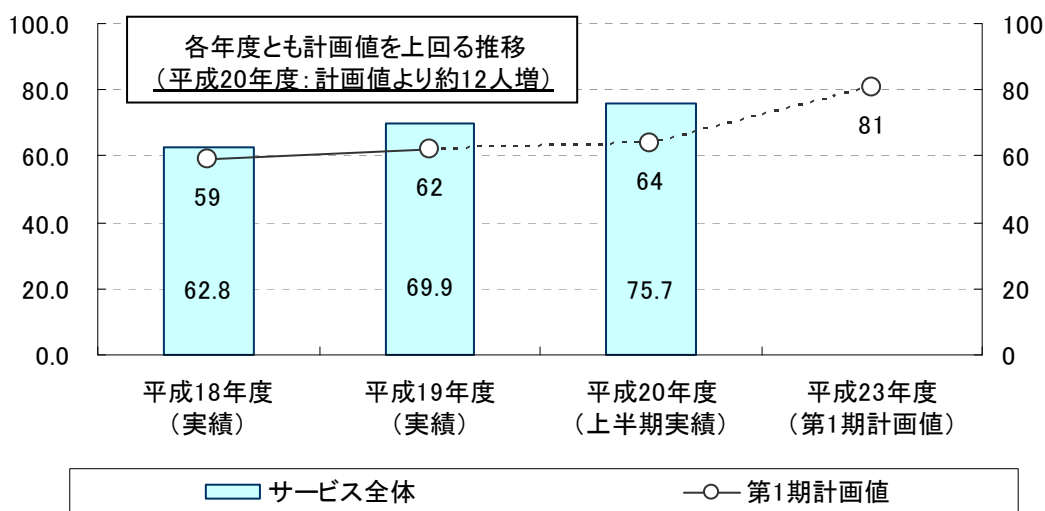
○ 利用者数は、計画値よりも高くなっており、今後もニーズが高まることが考えられます。

(1) 利用者数（月あたりの平均利用実績）

居住系サービス・旧法入所施設サービスの利用者は、各年度ともに計画値を上回る利用があり、サービスに対するニーズは、今後も高まることが考えられます。

特に、グループホーム・ケアホーム（GH・CH）では、平成18年度以降、施設の整備とともに計画値を上回る利用がみられます。

図表 25 サービス全体の利用者数の推移

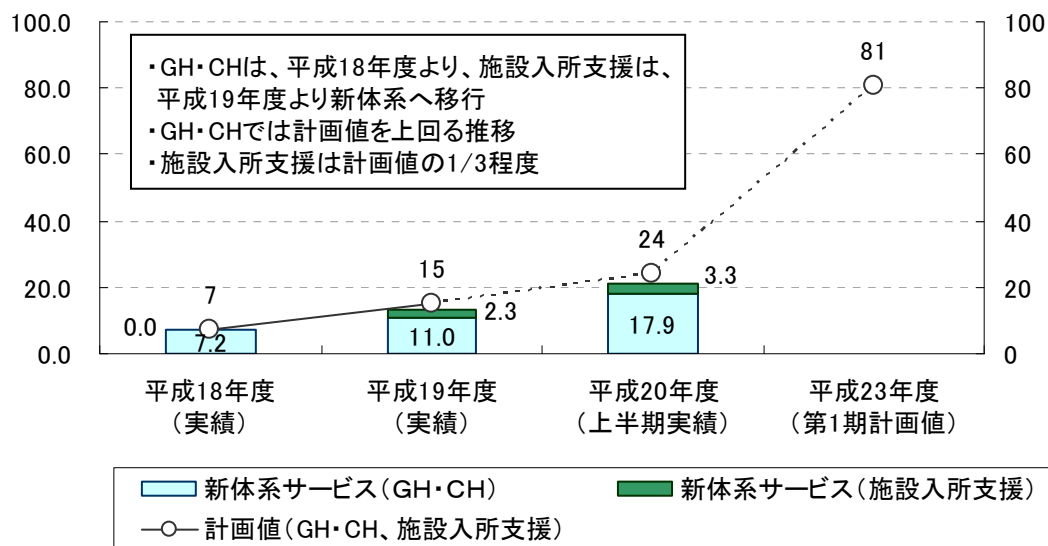


※ サービス全体とは、新体系の居住サービス（GH・CH、施設入所支援）及び旧法入所施設利用者の合計です。

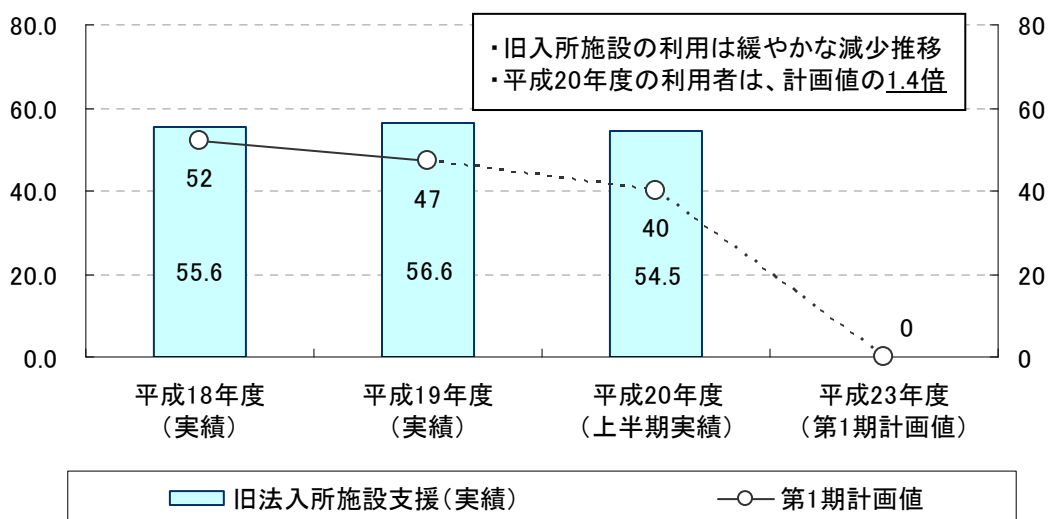
資料：福祉課

図表 26 サービスごとの利用者数の推移

＜ 居住系サービス（新体系）＞



＜ 旧法入所施設サービス（旧体系）＞



(単位：人分)

項目	年度			計画値との比較	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上半期実績値)	平成20年度計画値	比較
共同生活援助・共同生活介護	7.2	11.0	17.9	14	127.9%
施設入所支援	0.0	2.3	3.3	10	33.0%
旧法施設入所支援	55.6	56.6	54.5	40	136.3%
総利用者数(計)	62.8	69.9	75.7	64	118.3%

資料：福祉課

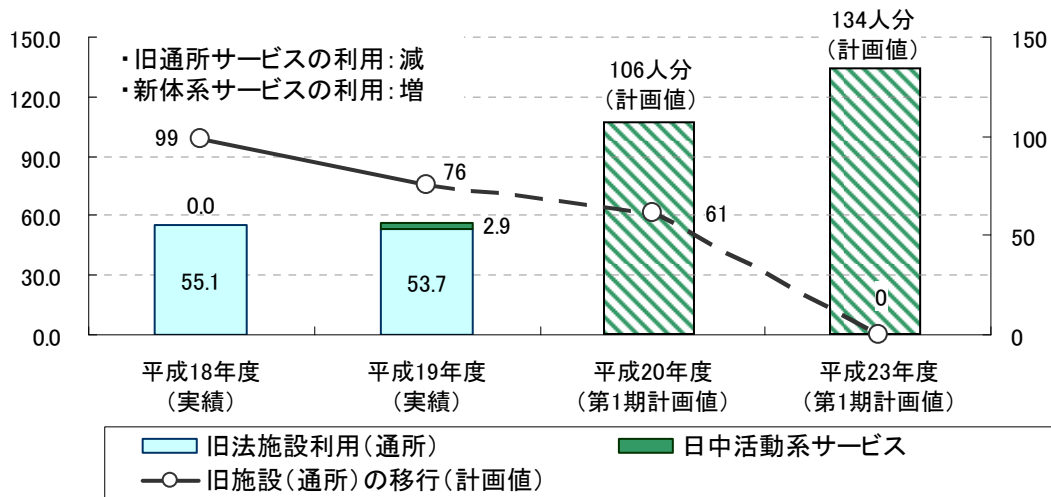
第2節 旧体系から新体系への移行状況

1. 旧通所施設からの移行状況

- 旧通所施設の利用が多く、計画値とは隔たりがみられます。
- 事業所等の意向を把握しながら、新体系への着実な移行が必要です。

日中活動系サービスでは、平成19年度より生活介護及び就労移行支援の利用がみられますが、事業所等の新体系への移行が遅延しているため、依然として旧通所施設利用が多く、移行状況は、計画値を下回っています。

図表 27 旧通所施設からの移行（人数）



資料：福祉課

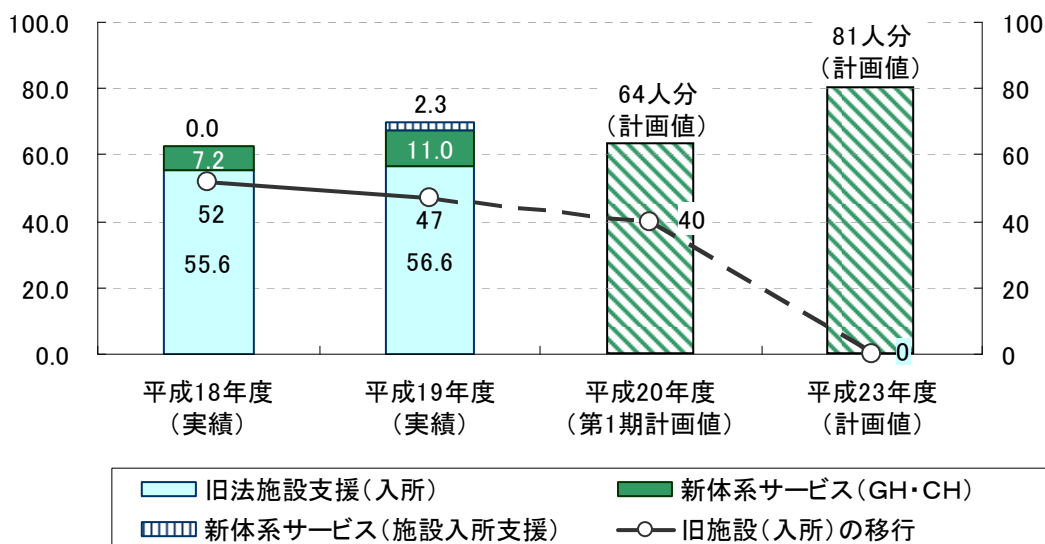
2. 旧入所施設からの移行状況

- 旧入所施設から、新体系への移行は、緩やかに進行しています。
- 特にグループホーム・ケアホームについては、計画値に近い数値で整備が進んでいます。

旧入所施設から、新体系への移行は、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備が計画的に進む一方で、施設入所支援の移行が計画値の半数程度となっており、居住系のサービス全体では、緩やかに移行が進んでいる状況です。

ただし、新・旧体系全体の利用者数では、平成19年度の段階で、既に20年度の計画値を上回っています。

図表 28 旧入所施設からの移行（人数）



第4章 種類ごとの必要な量の見込み 及びその確保のための方策

第4章 種類ごとの必要な量の見込み及びその確保のための方策

第1節 提供するサービスについて

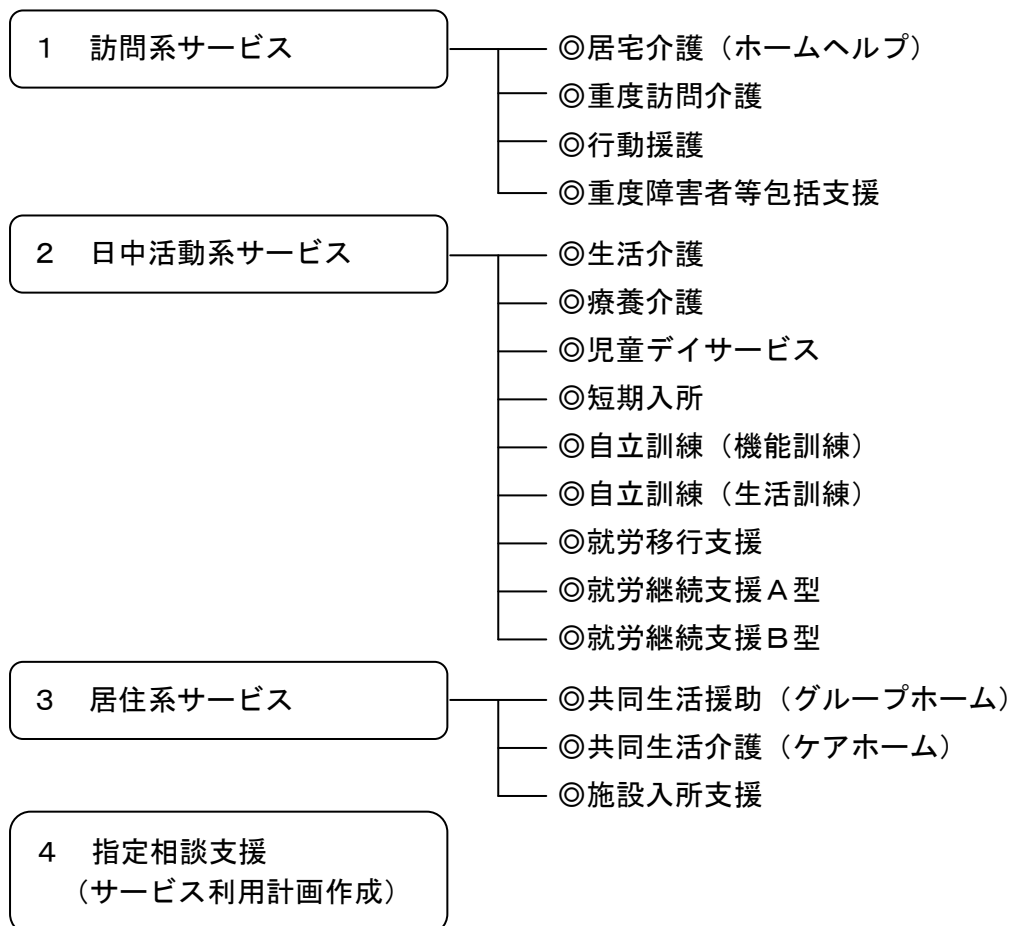
本市は、平成23年度の目標値の実現にむけて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成21年度から平成23年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

1. 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービス等の体系

障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住サービス」、「指定相談支援（サービス利用計画作成）」の4つに分けることができます。

図表 29 指定障害福祉サービス等一覧



(2) 障害福祉サービス等の概要

障害福祉サービスの概要は、次のとおりです。

種別	事業項目	事業内容
1 訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
2 日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
3 居住系	共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
	共同生活介護 （ケアホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
4	指定相談支援 （サービス利用計画作成）	施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な人や、入所施設や医療機関から地域へ移行する人を対象に、サービス利用計画の作成を行います。

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障害福祉サービスとは別に、市町村でその地域や利用者の実情に応じて実施する事業です。

なお、今後も利用者ニーズの把握に努め、より一人ひとりの地域生活支援につながるように既存の地域生活支援事業の見直しと、新たな事業の実施を検討するなど、必要なサービス提供に努めていきます。

(4) 新都市における地域生活支援事業の概要

本市で実施する地域生活支援事業の概要は、次のとおりです。

種別	事業項目	事業内容
必須事業	相談支援事業	○障害者相談支援事業 障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 ○市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業です。
その他の事業	訪問入浴サービス事業	身体障がい者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業の利用者等を対象に、更生訓練費を支給する事業です。
	知的障害者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者などに、一定期間知的障がい者を預け、生活指導や技能習得訓練などを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。
	自動車改造助成事業	自動車の改造費用の一部を助成する事業です。
	自動車運転免許取得助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成する事業です。

2. サービス提供体制の確保にむけた視点

指定障害福祉サービス及び地域生活支援事業については、第1期において定めた「関係機関・団体の連携」、「サービス・事業の連携」、「市民・民間事業者と行政の協働」という3つの視点を継承し、提供体制の確保に努めていきます。

図表 30 サービス提供体制の確保に関する3つの視点

関係機関・団体の連携

地域の関係機関・団体それぞれがもっているノウハウを結集し、地域生活移行や就労支援といった課題に対応していけるような体制の確保が求められます。

サービス・事業の連携

相談支援事業などを通じて、障害福祉サービスと地域生活支援事業の連携のみならず、保健、医療、教育、雇用、生活環境にかかわるサービス・事業を組み合わせ提供される体制の確保が求められます。

市民・民間事業者と行政の協働

地域生活移行や就労支援といった課題への対応にあたっては、広く市民の理解や参加が不可欠です。また、障害者自立支援法により、従来の社会福祉法人などに加えて、NPO法人、企業などが障害福祉サービスへの参入に関して規制が緩和されたため、多様なサービス事業者の参入を促しながら、必要な提供体制の確保が求められます。

第2節 指定障害福祉サービス・指定相談支援

自立支援給付によって行われる、訪問系サービス及び日中活動系サービス等の指定障害福祉サービス及び指定相談支援について、計画期間（平成21～23年度）における事業量の見込みの考え方、見込み量、確保策は、それぞれ次のとおりです。

1. 訪問系サービス

(1) 現状と課題

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり、本市における利用ニーズは年々高まっています。現状では、第1期計画での見込みよりも利用者数が伸びているものの、実際の利用時間は利用者数に比した増加はみられず、実際の利用ニーズと供給量に隔たりがうかがえます。

こうした背景には、各サービス事業所におけるヘルパーの不足が考えられ、市内をはじめ圏域内のサービス事業所とも連携を図り、ニーズにあった供給基盤の確保が必要です。

また、利用者とのコミュニケーションや同性介助への対応など、多様なニーズが求められ、利用者本位のサービス提供の実現にむけた質の確保も重要となります。

(2) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推計方法：[利用者数]×[平均利用時間数] ○ 利用者数・平均利用時間数 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18・19年度の各サービス利用状況より推計。 ・利用者数については、年々6人増加するものとして算出。

(3) 計画期間の見込み（ひと月あたりの供給量と利用者数）

事業名	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	第1期計画の目標量
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	供給量	620 時間分	748 時間分	902 時間分	828 時間分 (74 時間分↑)
	利用者数	46 人	52 人	58 人	

※「時間分」＝「月間の利用者数」×「一人1ヶ月あたりの平均利用時間数」

(4) 事業量の確保策

在宅の障害者への地域生活を支援するために、障害の特性や障害の程度及びニーズに対応できるよう、圏域内市町村と連携しながら利用者ニーズの把握に努めます。

また、サービス事業所と連携して質の高いサービスが提供できるよう、計画期間の事業量にあったホームヘルパーの確保に努めるほか、サービス事業所の新規事業参入へ働きかける等、支援体制の整備と充実を図ります。

- 圏域内市町村と連携した利用者ニーズの把握
- 質の高いサービスの確保
- 計画期間の事業量にあったホームヘルパーの確保
- サービス事業所の新規事業参入への取り組み（計画的な整備の推進）

2. 日中活動系サービス

(1) 現状と課題

日中活動系サービスは、自立した生活や一般就労のための訓練や介助のほか、在宅での介護者の^{*}レスパイトなどに対応するなど、地域での居場所として重要な拠点となっています。

また、愛知新城大谷大学の協力の下、授業の一環として、校内で事業（生活介護）を展開するなど、地域との協働や地域資源を活用した日中の居場所づくりに取り組んでいるサービス事業所もみられます。

一方、福祉施設から一般就労への移行数は、平成19年度実績で年間3人となっており、今後も継続的な就労移行にむけたサービス提供体制の確保が望まれます。

◎ サービス提供体制について

本市においては、生活介護、就労移行支援のサービス提供体制が整備されていますが、利用者の多様なニーズに対応していくために、サービスを提供する空間の確保などが課題となっています。

また、児童デイサービスや短期入所については、市内においてサービスを提供できる地域資源が全くないため、実際の利用ニーズと供給量に隔たりがみられ、サービス提供量が伸びていない状況であり、今後の基盤整備の促進が課題となっております。

そのほか、自立訓練(生活訓練)や就労継続支援(A型)、療養介護については、現時点で利用はないものの、市内及び圏域におけるニーズを把握しながら、計画的な整備の検討を図る必要があります。

^{*} レスパイト：

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障害児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

(2) 事業量の見込みの考え方

各サービスの利用者数についての考え方は以下のとおりです。

なお、利用日数については、各事業ともに、ひと月に必要な提供量を 22 日（週 5 日）とし、利用者数を乗じて推計しています。

事業名	考え方
生活介護	○ 平成 19 年度時点の施設入所者数（54 人）及び通所・入所者見込数について、新体系への移行年度に合わせて算出。
療養介護	○ 現時点では利用がなく、また該当する事例もないが、計画期間における利用者は 1 人とした。
児童デイサービス	○ 平成 18・19 年の利用状況から、サービスの伸び率（利用者数・利用日数を）を算出して推計。
短期入所	
自立訓練（機能訓練）	○ 現時点では 1 人利用であるため、平成 23 年度の利用者を 1 人とし、第 1 期計画での目標値を下方修正。
自立訓練（生活訓練）	○ 事業所の新体系の移行時期を踏まえて利用者人数を算出。
就労移行支援	○ 利用者数に加え、新体系移行年度に合わせて利用者数を算出。
就労継続支援（A 型）	○ 現時点での利用がないが、今後の地域の就労形態を考慮して目標値を修正
就労継続支援（B 型）	○ 利用者数に加え、管内での新体系移行年度に合わせて利用者数を算出。

(3) 計画期間の見込み（ひと月あたりの供給量と利用者数）

事業名	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	第 1 期計画の目標量
生活介護	供給量	1,012 人日分	1,210 人日分	1,584 人日分	1,166 人日分 (418 人日分↑)
	利用者数	46 人	55 人	72 人	
療養介護	供給量	0 人分	0 人分	1 人分	5 人分 (4 人分↓)
児童デイサービス	供給量	174 人日分	223 人日分	286 人日分	78 人日分 (208 人日分↑)
	利用者数	17 人	18 人	20 人	

事業名	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	第 1 期計画の 目標量
短期入所	供給量	98 人日分	105 人日分	119 人日分	68 人日分 (51 人日分↑)
	利用者数	14 人	15 人	17 人	
自立訓練 (機能訓練)	供給量	22 人日分	22 人日分	22 人日分	44 人日分 (22 人日分↓)
	利用者数	1 人	1 人	1 人	
自立訓練 (生活訓練)	供給量	0 人日分	0 人日分	33 人日分	88 人日分 (55 人日分↓)
	利用者数	0 人	0 人	3 人	
就労移行支援	供給量	748 人日分	858 人日分	627 人日分	308 人日分 (319 人日分↑)
	利用者数	34 人	39 人	29 人	
就労継続支援 (A 型)	供給量	0 人日分	165 人日分	220 人日分	132 人日分 (88 人日分 ↑)
	利用者数	0 人	8 人	10 人	
就労継続支援 (B 型)	供給量	352 人日分	517 人日分	803 人日分	1,100 人日分 (297 人日分↓)
	利用者数	16 人	24 人	37 人	

※「人日分」＝「月間の利用者数」×「一人1ヶ月あたりの平均利用日数」

(4) 事業量の確保策

日中活動の場の確保と充実を図るために、障害者福祉施設等の新体系事業への移行が着実に推進されるように、必要な支援を行います。

サービス実施事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。

また、新体系サービスを通じて就労移行が実現できるよう、相談支援等と連携した体制の充実を図ります。

そのほか、日中活動の場の確保にむけた、市内の地域資源（公共施設等）の活用や事業所への移動手段等については、地域課題として、地域自立支援協議会等において引き続き対策を検討していきます。

- 事業者の新体系移行状況の把握
- 一般就労の移行実現への関係機関・事業所間の連携、相談機会の充実
- 市内の地域資源（公共施設等）の活用検討

3. 居住系サービス

(1) 現状と課題

本市における施設入所者の多くは旧法施設入所者であり、今後は新体系サービスへの移行とともに、地域での自立した生活への移行をめざすこととなります。

こうしたなかで、居住系サービスの提供体制としては、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実を図ることや、住居形態や利用支援のあり方について検討し、生活の場の確保に努めることが、特に重要となります。

特にグループホームやケアホームの利用は、障害年金と工賃のみの収入では、利用が困難というケースもあり、今後は、利用への支援策についても検討が必要です。

なお、平成 19 年度までの施設入所者の地域生活への移行はなく、入院中の精神障がい者の地域生活への移行実績は、1 人となっています。

◎ サービス提供体制について

居住系サービスの利用ニーズは、第 1 期計画時よりも高まっており、現在の施設入所者等の地域移行や、介護者なき後の生活の場として、今後も高まることが予想されることから、計画的な整備が必要となります。

このため、市では国、県の補助制度を有効に活用し、事業所が行う整備事業を促進します。

(2) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
グループホーム ケアホーム	○ 現事業所の新体系への移行予定や新たな整備等を勘案して見込み量を推計。
施設入所支援	○ 現事業所の新体系への移行予定を勘案して見込み量を推計。

(3) 計画期間の見込み（ひと月あたりの供給量）

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	第 1 期計画の 目標量
グループホーム ケアホーム	24 人分	35 人分	45 人分	31 人分 (14 人日↑)
施設入所支援	28 人分	28 人分	50 人分	50 人分 (0 人日→)

(4) 事業量の確保策

グループホーム及びケアホーム運営を既に実施している事業者への支援をしていくとともに、本サービスを実施する意向がある事業者の把握に努め、利用者のニーズを勘案して、地域生活への移行の場を確保するサービス体制の整備と充実を図ります。

施設入所支援については、入所施設の移行計画を踏まえ、本サービスが必要な人のニーズを考慮して利用ができるよう事業を推進していきます。

4. 指定相談支援事業

(1) 現状と課題

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

長期入院や施設入所から地域生活への移行が進むにつれて相談支援の需要が高まっていますので、身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談援助とも連携し、サービス利用対象者の状況などの把握に努めます。

※ケアマネジメントの実施においては、個々のサービス利用対象者の生活の質の向上を図るほか、地域における必要なサービスの種類や量を明らかにする効果も期待されます。相談支援事業の効果的な実施を図るため、新城市地域自立支援協議会において関係機関による連携強化の推進などについて協議を進めていきます。

(2) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
相談支援	<ul style="list-style-type: none">○ 自立支援給付を受けてサービス利用計画を作成し、地域生活に移行していく人分を見込んで推計。○ 今後学校を卒業する人のなかに、同居している家族等の障がい、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である方、またグループホーム・ケアホーム等を利用している方のなかで、サービス利用の見込まれる方が、10人程度いるものとして加算。

※ ケアマネジメント：

障害者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことで。

(3) 計画期間の見込み（ひと月あたりの供給量）

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	第 1 期計画の 目標量
相談支援	10 人分	15 人分	20 人分	5 人分 (15 人日↑)

(4) 事業量の確保策

障がいのある人の地域生活を支援していくために、相談支援事業所等と連携して、本サービスが必要な人が利用できるよう地域移行者の把握や※特別支援学校等の卒業者への利用啓発に努めます。

事業実施にあたっては、個人の状況に応じて、適切なサービスが提供できるよう個別支援計画を作成し、相談支援事業所をはじめ、地域自立支援協議会、関係機関等が参画し、地域移行が実現できるよう、支援体制の整備と充実を図ります。

- 地域生活移行者の把握（施設への定期的訪問）
- 特別支援学校等の卒業者に対する利用の啓発
- 圏域内の市町村及びサービス事業所、地域自立支援協議会と連携した地域移行支援の実現

※ 特別支援学校：

障害のある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。

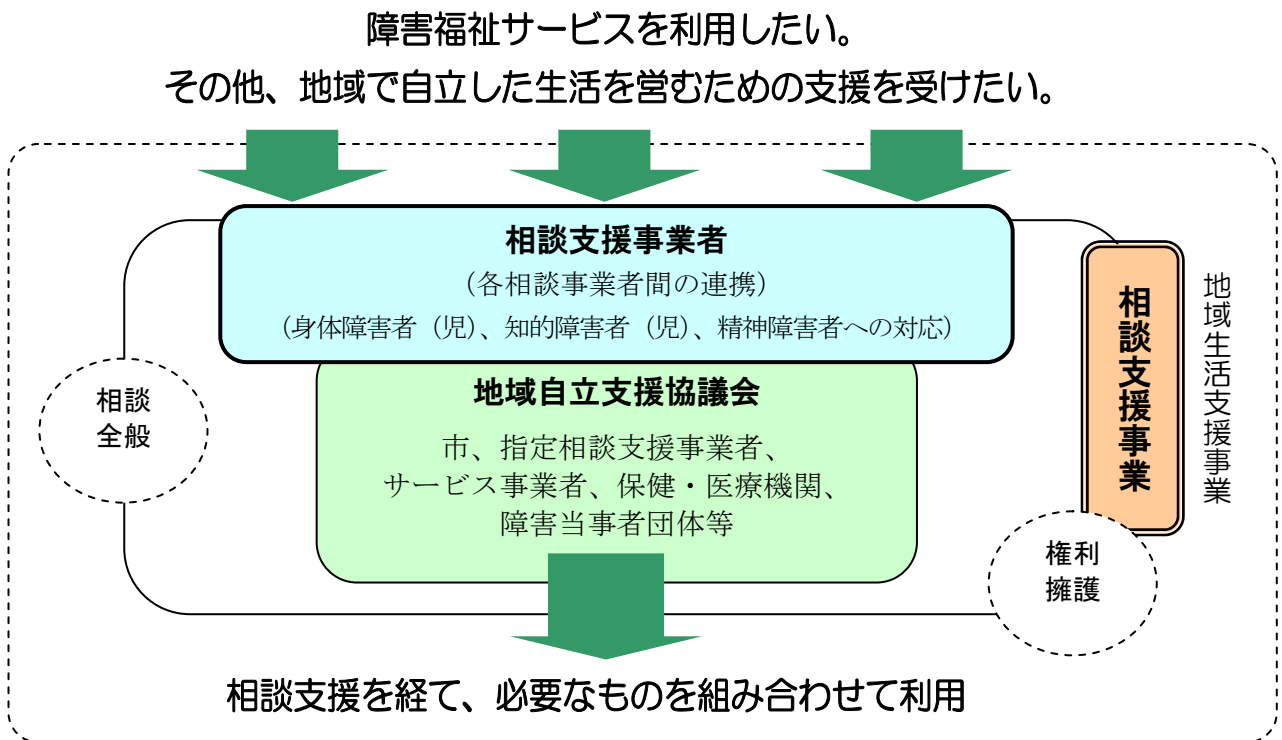
第3節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえて、障がい者や障がい児の保護者等からの相談対応や生活に必要な情報の提供のほか、コミュニケーション支援（手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣）、日常生活用具の給付、障がい者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を実施します。

今後も、ニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表 31 相談支援事業を中心とする障害福祉サービス事業等の提供体制



1. 事業の実施方針

事業名	実施方法	利用者負担
相談支援事業	相談支援事業者と連携して、地域で気軽に相談支援を受けられるような支援体制を整備し、障害者等からの相談に対応して、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援やサービス利用計画の作成を行います。 また、相談支援事業の充実と機能の強化を図るために相談支援事業者とともに地域自立支援協議会を運営し、地域の関係機関によるネットワークを構築しながら、地域の課題の解決を図ります。そのほか、*成年後見制度利用支援事業等をニーズにあわせて実施し、障がい者が自立して地域生活へ移行し、安定した生活を維持していくための支援体制を充実していきます。	なし
コミュニケーション支援事業	聴覚障がいのある人にとっては、手話通訳等は様々な場面で必要となるため、手話通訳の人材を確保し、人材育成機会づくりの検討を進め、コミュニケーション支援の充実を図ります。	なし
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立支援用具等日常生活用具の給付を行います。	定率 1割負担
移動支援事業	個別支援型(利用者1人に対し、ヘルパー1人)に加え、グループ支援(複数の利用者に対し、ヘルパーが1人で対応)の提供を検討します。 また、外出先での現地集合・現地解散を利用要件として認めるほか(介護者が同伴の場合を除く)、介助ヘルパーの運転により現地で介護を実施する場合も利用要件として認めます。	定率 1割負担
地域活動支援センター事業	小規模作業所等が地域活動支援センターに移行し、事業を実施します。	定率 1割負担
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の重度障害者に委託業者を派遣して、入浴サービスを行います。	1,000円/1回
更生訓練費給付事業	更生訓練が必要な、生活保護者またはそれに準じる人に対して、更生訓練費を支給します。	なし
知的障害者職親委託制度	知的障害者を職親に預け、生活指導及び技術習得訓練を行います。	なし

* 成年後見制度：

知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

事業名	実施方法	利用者負担
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要であると認められた障がい者へ日中活動の場を提供します。	定率 1割負担
自動車改造助成事業	上肢、下肢、あるいは体幹に機能障害をもつ者が、自動車を取得する必要になった場合、改造に必要な経費の一部を補助します。	上限額 10万円
自動車免許取得助成事業	身体に機能障害がある者が就労等に伴い自動車免許を取得する際に、免許証取得に要する経費の一部を補助します。	上限額 10万円

2. 各年度のサービス見込量

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

図表 32 地域生活支援事業の見込量

事業名	21年度	22年度	23年度	実施に関する考え方
(1) 相談支援事業	実施見込箇所数	実施見込箇所数	実施見込箇所数	
① 相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	
イ 地域自立支援協議会	1組織	1組織	1組織	
ウ 障害児等療育支援事業	*	*	*	* 指定都市・中核市に限る。
② 市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	
③ 住宅入居等支援事業	無	無	無	
④ 成年後見制度利用支援事業	有	有	有	
(2) コミュニケーション支援事業	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数	
	8人	8人	8人	
(3) 日常生活用具給付等事業 * 総給付等見込件数	給付等見込件数 226件	268件	287件	
① 介護・訓練支援用具	3件	4件	5件	
② 自立生活支援用具	10件	16件	18件	
③ 在宅療養等支援用具	8件	9件	10件	
④ 情報・意思疎通支援用具	14	16件	18件	
⑤ 排泄管理支援用具	190件	222件	235件	
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	

事業名		21年度		22年度		23年度		実施に関する考え方
(4)移動支援事業		実利用見込者数	延べ利用見込時間数	実利用見込者数	延べ利用見込時間数	実利用見込者数	延べ利用見込時間数	
		42人	605時間	46人	662時間	51人	734時間	
(5)地域活動支援センター事業 〔利用した施設により記載上段に市内、下段に市外備考欄に施設の所在地〕	区分	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	
	市内	1箇所	10人	1箇所	10人	1箇所	10人	豊川市
	市外	4箇所	5人	4箇所	5人	4箇所	5人	
(6)訪問入浴サービス事業		2箇所	8人	2箇所	8人	2箇所	8人	
(7)更生訓練費給付事業		1件		1件		1件		
(8)知的障害者職親委託制度		2件		2件		2件		
(9)日中一時支援事業		7箇所	15人	7箇所	18人	7箇所	21人	
(10)自動車改造助成事業		6件		6件		6件		
(11)自動車運転免許取得援助事業		2件		2件		2件		

3. 見込量確保のための方策

(1) 相談支援事業

相談支援事業については、市内3か所の相談支援事業者を通じて事業を実施します。身近な困りごとを相談する総合窓口としてどこでも同じように相談支援が行えるよう、質の一定化や窓口の一元化についても検討し、利用者本意のサービス提供に努めます。また、権利擁護についても、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の周知を図るとともに、虐待防止、消費者被害防止に努めます。

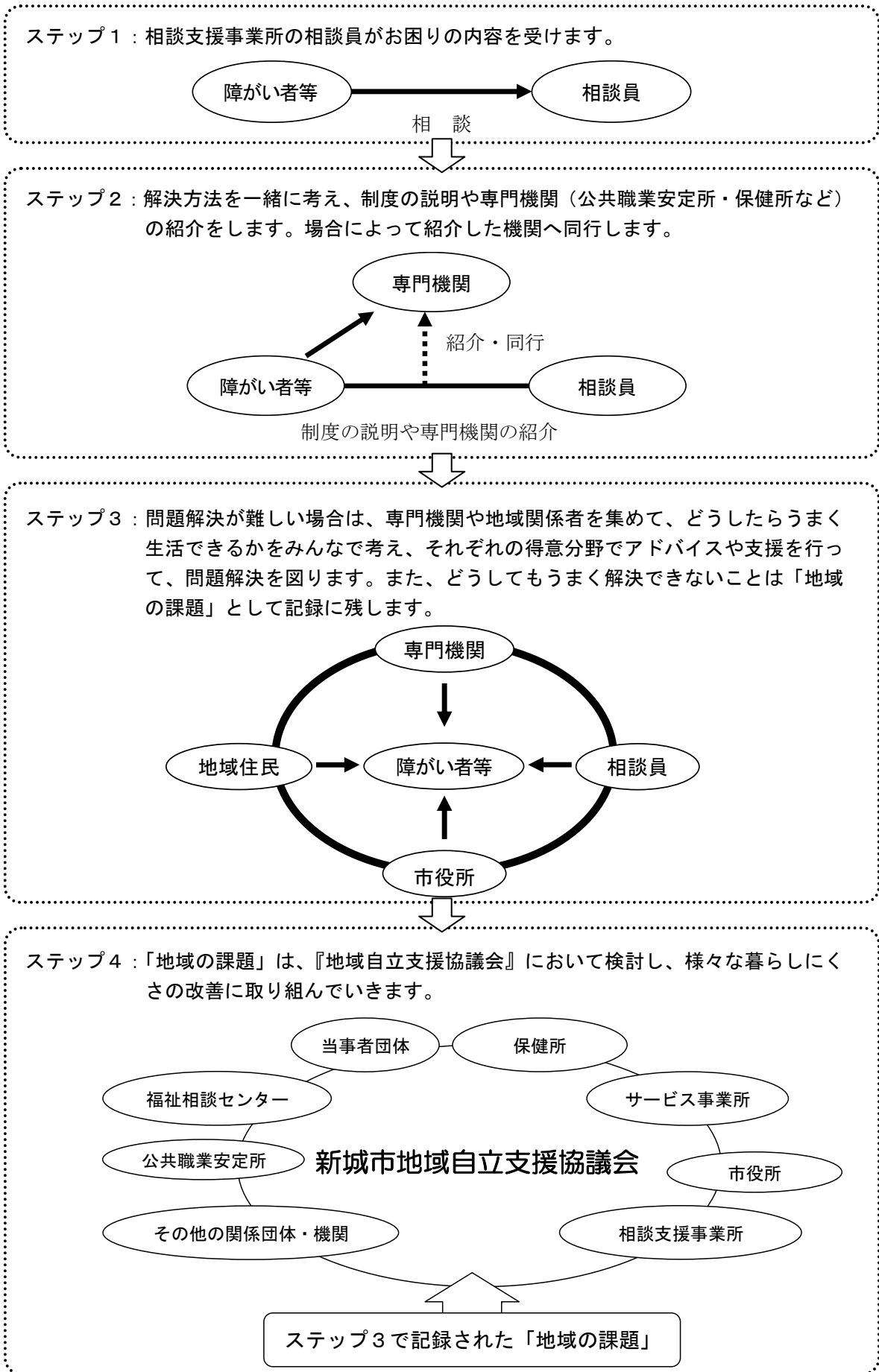
さらに、サービス事業者や関係団体で構成される地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へむけた検討を図るとともに、関係機関とのネットワークづくりを推進するなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

図表 33 相談支援事業の活動状況（平成20年4～10月活動分）

事業所名	電話		家庭訪問		職場訪問		来所		他機関訪問		その他		合計	
	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数	支援実人数	支援延回数
新城市障害者相談支援事業所 レインボーはうす	69	169	87	200	13	14	26	36	68	117	34	43	142	579
しんしろ福祉会館 相談支援事業所	22	44	51	54	0	0	10	10	55	107	7	7	129	222
やまなみ会 相談支援事業所	31	85	12	14	2	2	57	168	16	26	8	30	103	325

資料：福祉課

図表 34 本市の相談支援の体制



(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業については、福祉サービスだけでなく、あらゆる行政サービスの場でサービスを提供していく必要があるため、関係機関との連携により、ニーズに応じた手話通訳者の確保に努めます。

また、手話通訳員養成講座等の開催を検討し、手話通訳の人員確保やその質的向上を図る機会をつくっていきます。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

(4) 移動支援事業

移動支援事業については、特にニーズが高いため、障がい特性やニーズの拡大に対応し、供給体制が不安定にならないよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業や広報などを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

また、地域福祉活動による移動支援について、住民相互の支えあい活動の仕組みづくりについて取り組んでいきます。

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業や広報などを通じた事業の周知と利用促進を図ります。

(6) その他の事業（任意事業）

任意事業についても、各事業の対象となる障がいの特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施事業者の確保に努めるとともに、相談支援事業などを通じた事業対象者の適切な把握と事業の周知、利用促進を図ります。

なお、本市で実施する任意事業は次のとおりです。

(市が実施する任意事業)

- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 更生訓練費給付事業
- ・ 知的障害者職親委託制度
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 自動車改造助成事業
- ・ 自動車運転免許取得援助事業

第5章 計画の点検及び評価

第5章 計画の点検及び評価

1 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定にむけた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成23年度末の目標値として設定した項目について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価します。

2 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検及び評価にあたっては、地域自立支援協議会が継続して計画を点検及び評価する役割を担います。

3 点検及び評価結果の周知

地域自立支援協議会が中心となって、点検及び評価した結果については、3年ごとに市広報等を通じて、広く市民に周知を図ります。

資 料 編

資 料 編

資料 1 計画策定の経過

《 時 期 》		《 策 定 経 過 (実 施 内 容) 》
平成 20 年	6 月	策定にむけた庁内協議 <ul style="list-style-type: none">・第 1 期計画の進捗（事業量）の確認・第 2 期計画にむけたサービス需要・支援体制の検討（課題抽出）・ヒアリング内容の検討
	7 月	自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none">・第 2 期計画策定のスケジュールについて・第 1 期計画の実績について
	8 月	自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none">・第 1 期の利用状況分析報告
	9 月	アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none">・関連団体、機関、事業所、養護学校
	10 月	インタビュー調査の実施 <ul style="list-style-type: none">・関連団体：新城市手をつなぐ育成会、身体障害者福祉協会、南新家族会・事業所：(福) 新城福祉会、(福) やまなみ会やすらぎの家、もくせいの家 ほうらい、(福) 社会福祉協議協会 ((福) = 社会福祉法人)
	7 日 ～ 16 日	
	26 日	圏域ヒアリング <ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス見込量（概算）について
	11 月	第 1 回 第 2 期 新城市障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・骨子（案）について・ヒアリング結果について・第 1 期計画の進捗状況、サービス利用実績について
	27 日	
	12 月	自立支援協議会 臨時会 <ul style="list-style-type: none">・目標値の設定について
	9 日	
	22 日	第 2 回 第 2 期 新城市障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・素子（案）について・目標数値について
平成 21 年	1 月	パブリックコメントの実施 <ul style="list-style-type: none">・「新城市パブリックコメント手続要綱」に基づき、市ホームページ等を通じて、第 2 期新城市障害福祉計画（案）への意見を募集（意見提出 1 名 1 件）
	22 日 ～ 2 月	
	20 日	
平成 21 年	3 月	第 3 回 第 2 期 新城市障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・計画（案）について
	17 日	

資料2 策定委員会について

1. 設置要綱

新城市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年7月1日
改正 平成20年9月1日

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく新城市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画案を策定すること。
- (2) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害者の介護、保健、医療及び福祉の審議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は定数を25人以内とし別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員の互選をもって選出し、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長が選任し、委員長を補佐する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日から計画を策定するまでの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる団体等における代表者の交代があった場合は、当該委員を解職し、当該団体の推薦する者を後任に委嘱する。
- 3 前項の場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、障害福祉事務を所掌する課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年8月28日）

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

別 表

No.	区 分
1	学識経験者
2	医師会代表
3	商工会代表
4	青年会議所代表
5	児童福祉施設代表
6	社会福祉協議会代表
7	民生委員・児童委員代表
8	市民代表
9	サービス提供事業所代表
10	新城公共職業安定所
11	愛知県新城保健所
12	愛知県新城設楽福祉相談センター
13	障害福祉事務を所掌する担当部長

2. 委員名簿

(敬称略)

No.	機関(団体)名	役職	代表区分
1	愛知新城大谷大学	学科長 後藤 卓郎	学識経験者
2	社団法人 新城医師会	副会長 熊谷 勝	医師会代表
3	新城市商工会	事務局長 森川 重郎	商工会代表
4	社団法人 新城青年会議所	事務局長 今泉 和巳	青年会議所代表
5	社会福祉法人 和敬会	理事長 太田 一平	児童福祉施設
6	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会	常務理事 平田 義則	社会福祉協議会代表
7	新城市民生委員 ・児童委員協議会	障害者福祉部長 滝川 信吉	民生委員・児童委員代表
8	新城市区長会	会長 加藤 末四郎	市民代表
9	新城市身体障害者福祉協会	副会長 浅井 清成	市民代表
10	新城市手をつなぐ育成会	会長 杉本 徹	市民代表
11	南新家族会	理事 加藤 陽子	市民代表
12	新城はぐるまの会	会長 今泉 正子	市民代表
13	社会福祉法人 新城福社会 レインボーはうす	施設長 長坂 宏	サービス提供事業所代表
14	社会福祉法人 やまなみ会 やすらぎの家	施設長 北沢 悦子	サービス提供事業所代表
15	もくせいの家ほうらい	指導員 酒向 正樹	サービス提供事業所代表
16	新城公共職業安定所	統括職業指導官 滝沢 良仁	行政関連機関
17	愛知県新城保健所	健康支援課 課長補佐 塚田 記子	行政関連機関
18	愛知県新城設楽 福祉相談センター	主査 黒屋 誠幸	行政関連機関
19	新城市役所	福祉部長 村川 賢一	行政関連機関

資料3 ヒアリング調査結果

1. 関係団体ヒアリング実施概要

(1) ヒアリング実施目的

本ヒアリングは、『新城市第2期障害福祉計画』策定に伴い、

- ① 利用者及び介助者のニーズ等の把握
- ② 自立支援法に伴う今後の事業所における動向の把握

を目的に、障がい者団体等への地域福祉の推進実践者等に対してヒアリング調査を行うことにより、支援援助する人のニーズ、施策への要望等を把握し、計画策定の基礎資料とします。

(2) 調査概要

- ① 調査項目
 - ・関係団体ヒアリング調査
 - ・事業所調査

- ② 調査日時

平成20年10月7日(火)～平成20年10月16日(木)の期間で、障がい者団体、事業所等に対して、事前に記入いただいたヒアリングシートの内容をもとに、インタビュー形式のヒアリングを行いました。

(3) 調査内容

- ① 関係団体ヒアリング調査

事務局にて、障がい者団体等に対して、団体の概要、障がいのある人の現況、施策への意見等を把握するヒアリングシートへの記入依頼・回収を行いました。

ヒアリングシート回収後、シートの結果をもとに、意見交換会を実施し、障がいのある人のニーズ、施策への要望等を収集しました。

- ② 事業所等ヒアリング調査

事務局にて、事業所等に対して、現在の課題及び今後の事業移行に関する意向を把握するヒアリングシートへの記入依頼・回収を行いました。

ヒアリングシート回収後、シートの結果をもとに、意見交換会を実施し、障がいのある人や支援援助する人のニーズ、施策への要望等を収集しました。

2. 関係団体・事業所ヒアリング結果

(1) 関係団体による意見・要望等

関係団体からは、自立支援法によるサービスのほか、市の障害福祉施策全般にわたり、意見・要望が挙がっています。

① 地域移行・日中活動・地域での暮らし

(主な意見として)

- 市民の障がいに対する理解、地域の理解
- 日中活動の場の広げる取り組み（余暇・障がい児の学童保育）
- 社会基盤の整備

② 特別支援学校

(主な意見として)

- 職員の資質の向上
- 学校としての教育と福祉としての支援の両立

③ 就労

(主な意見として)

- 困難の多い就労移行、就労の継続の現状
- 障がいのある人それぞれの状況にあった就労支援
- 個々の状態にあった自立意識や就労意欲の向上

④ 相談体制

(主な意見として)

- 相談しやすい環境づくり（顔の見える関係・心の通う相談）
- 相談員の専門性・スキルアップ
- 情報・相談等がしやすい手段（ワンストップ・窓口の一元化）

⑤ サービスの利用に対する要望（自立支援サービス）

(主な意見として)

- ヘルパーの人材確保
- 様々な方法でのサービス利用についての周知
- 利用者の所得に配慮したサービス利用のあり方の検討

(2) 事業所による意見・要望等

事業所については、自立支援法によるサービスの新体系移行や今後の整備予定、現状の事業運営等に対する課題点を中心に、意見・要望等をうかがいました。

① 新体系への移行・整備予定について

事業所名	新体系サービス	現状	→	平成 23 年度 目標
レインボーはうす	生活介護	24 人分	→	30 人分
レインボーはうす	就労移行	19 人分	→	22 人分
レインボーはうす	就労継続 (A型またはB型)	—	→	10 人分
サポートホームしんしろ	ケアホーム	15 人分	→	25 人分
サポートホームしんしろ	グループホーム	3 人分	→	8 人分
サポートホームほうらい	ケアホーム	4 人分	→	10 人分
サポートホームほうらい	グループホーム	0 人分	→	2 人分
やすらぎの家	就労継続支援 (B型)	—	→	20 人分
やすらぎの家	グループホーム	—	→	5 人分
もくせいの家 ほうらい	就労移行支援	—	→	6 人分
もくせいの家 ほうらい	就労継続 (B型)	—	→	14 人分

※ 上記の目標は、現時点での整備予定であり、平成 23 年度までに移行と必ずしも一致しません。

② 事業運営についての課題

- 人材・事業を行う空間の不足
- スタッフの報酬

③ 地域資源の活用（確保策の1つとして）

- 空き施設や空き教室を活用できないか
- 学生など人員・教育の場を活用

④ 地域活動支援センター

- 市民及び利用対象者に周知されていない
- 事業所等との機能的な連携が図られていない
- 相談窓口としての連携が必要

3. まとめ

障害福祉計画においては、計画期間（平成 21 年度～23 年度）における、各サービス見込み量に合った事業量を確保し、計画的に自立支援サービスの提供を図ることが、特に重要となります。

第 2 期計画の見込み量確保にあたっては、次のような視点が重要と考えられます。

視点 1 :	ヘルパーをはじめとする人材不足への対応
--------	---------------------

○ ヘルパーの複数対応

→ ヘルパーの意見も必要であり、現実的には、学童保育のように、一定の場所での利用が考えられる。

○ ボランティア等による支援の方向性

→ 大谷大学や高校生ボランティアに手伝いを頼めないか。(障がい児への学童保育)少しの散歩なら、ボランティアなどが対応してくれると嬉しい。

現在、サービスを利用するうえで最も課題であるのが、ヘルパーをはじめとする事業所の人材不足について、どのように対応していくかです。

特に移動支援に対するヘルパーについては、ニーズに対して十分に対応できない状況が、提供する事業者、サービス利用者ともに聞かれる共通の課題となっています。

一方で、人材の確保にあたっては、報酬の面も課題となっています。

視点 2 :	地域資源（人・施設等）を活かす
--------	-----------------

○ ショートステイ

→ 市営住宅の 1 画を押さえておき、ヘルパーや看護師が応急的に対応

○ 障がいのある子ども等の日中活動の場（養護学校等）

→ 市内学校空き教室に、養護学校分校を開設
地元小さなお店でよいので、行く場があれば良い

○ 日本赤十字社の巡回相談業務の復活

→ 新城市民病院で同様なサービスができないか。

○ 事業所としての空き施設（教室）等の活用

→ 新たな事業を行うための空間が不足している

地域資源（人・施設等）の活用は、事業所運営やサービスの多様性を確保していくために、今後さらに重要となります。意見からも本市には、活かせる地域資源は多様であり、大学（学校）などの協力は、授業の一環として、校内で事業を展開するなど、既に取り組みもみられます。

視点3：	利用者の現状（所得等）にあったサービスの考え方
------	-------------------------

○ 家賃補助など、経済的な負担に対する検討

グループホームなどの利用や就業して自立した生活をしようとした場合、障がいのある人の所得状況から考えると、現在の状況では自立した生活はおくれないという意見が、事業所・関係団体ともに挙がっています。

これからは、実際にサービスを利用しながら自立を考えた場合、どのくらいの所得があれば自立した生活ができるかという視点から、検討していくことも重要です。

また、今後は保護者や介護者の亡き後、どうするかという点からも、重要な課題であると考えられます。

視点4：	サービス基盤の整備
------	-----------

○ 各事業所の計画的な新体系への移行・新規事業の拡大

→ 利用者の負担等、市内環境（交通・バリアフリー等）の整備も必要

○ 相談支援事業の窓口を一元化できないか

今後、障がいのある人が地域で普通の生活をするためには、できない部分について、サービスや補助に頼らなければならず、頼れる仕組みがうまくできてくことで、障がいのある人にとっても住みよい環境となると考えられます。

現在市内、圏域においてサービス基盤は、新体系のサービスにむけた移行が、徐々に整備が進んでいますが、そのサービスを利用するための整備も同時に必要となります。例えば通所する人の市内環境（バリアフリー等）や交通費やサービスの利用や生活について相談できる場所も利用しやすい、頼りやすい環境でなければ、サービス基盤ができたとしても、積極的な活用につながりません。

視点5：	市内での多様な日中の居場所づくり
------	------------------

○ 各事業所の計画的な新体系への移行のほか、事業所や学校のほかにも居場所づくりが必要
--

市内で障がいのある人が、自分らしく暮らしていくためには、事業所のほかにも、多様な居場所が必要です。限られた場所しか居場所がなければ、誰にとっても暮らしやすい環境は構築されないと考えられます。

そのため、障害福祉計画におけるサービスの確保と同時に、障害者計画での保健・福祉・生活環境など、地域での暮らしやすさをつくっていくことも必要です。

資料4 用語説明

か行

◆介護保険事業計画 (P. 1)

介護保険法第117条に基づき、都道府県及び市町村が策定する計画で、3年を一期として介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施にむけて、介護給付等対象サービスの見込量やその確保のための方策等を定めるものです。

◆ケアマネジメント (P. 38)

障がい者一人ひとりの心身の状態、サービスの利用意向、家族の状況等を踏まえ、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと地域に存在するサービスや地域資源を適切に結びつけて調整を図り、計画的に利用されるようにする仕組みのことで、

◆県の障害福祉計画 (P. 1)

障害者自立支援法第89条に基づき、県が策定する計画で、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

◆高齢者保健福祉計画 (P. 1)

老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援にかかわる事業を網羅したものです。

さ行

◆市町村障害者福祉計画 (P. 1)

障害者自立支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

◆障害者基本計画 (P. 1)

障害者基本法第9条に基づき、市町村が策定する計画で、障がい者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるものです。

◆障害者基本法 (P. 1)

障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

◆障害者自立支援法 (P. 1)

従来、障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律で、平成18年10月に完全施行されています。

◆自立支援医療 (P. 13)

障がい者の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療のことで、障害者自立支援法に基づき、従来の公費負担医療制度（育成医療、更生医療、精神障害者通院公費負担）が自立支援医療に一本化されています。

◆身体障害者手帳 (P. 11)

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいによって1級から6級までに区分されます。

◆精神障害者地域移行支援特別対策事業 (P. 6)

これまでの精神障害者退院促進支援事業を見直し、より医療と福祉及び地域の連携を図ることを目的に、平成20年度から開始されることとなります。

当該事業では、「地域移行推進員(自立支援員)」に加え「地域体制整備コーディネーター」を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院・関連施設の事業利用対象者が地域生活にむけて地域の福祉サービス事業者等を円滑に利用できるように、関係者の連携を図り、相互に協力しながら進めることとしています。

◆精神障害者保健福祉手帳 (P. 13)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいによって1級から3級までに区分されます。

◆成年後見制度 (P. 41)

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度です。

制度には、既に判断能力が低下している人のための法定後見制度と、将来判断能力が低下したときのために準備しておく任意後見制度があります。

◆総合計画 (P. 1)

地方自治法第2条に基づき、都道府県及び市町村が策定する計画で、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものです。

た行

◆特別支援学校 (P. 39)

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。旧・盲学校(もうがっこう)、旧・聾学校(ろうがっこう)、旧・養護学校(ようごがっこう)は、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年4月1日施行)」により、学校種が「特別支援学校」となりました。

な行

◆ノーマライゼーション (P. 4)

高齢者や障がいのある人など、ハンディキャップをもっている、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。等生化社会ともいいます。

ら行

◆療育手帳 (P. 12)

愛知県療育手帳実施要綱に基づき交付される手帳であり、知的障がいの程度によってA、B、Cに区分されます。

◆レスパイト (P. 34)

介護から離れられずにいる家族(主に母親)を、一時的に、一定の期間、障がい児(者)の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のことです。

愛知県 新城市 第2期障害福祉計画

平成21年3月 発行

発行者 新城市 福祉課

〒441-1392

愛知新城市東入船 6-1

電話：0536-23-7624 FAX：0536-23-2002

市ホームページ：<http://www.city.shinshiro.aichi.jp/>